

第4章 騒音・振動

第4章 騒音・振動

1 騒音に係る環境基準

表4-1 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示第64号、最終改正 令和2年3月30日環境省告示第35号）

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の指定（平成24年3月23日豊田市告示第121号、最終改正平成30年6月26日豊田市告示第300号）

（単位：dB）

類型	該当地域	基準値				
		一般地域		道路に面する地域※		
		昼間	夜間	地域区分	昼間	夜間
		午前6時～午後10時	午後10時～翌日午前6時		午前6時～午後10時	午後10時～翌日午前6時
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	55	45	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域			2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65	60
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60	50	車線を有する道路に面する地域		
	幹線交通を担う道路に近接する空間における特例（全地域共通）	70	65	（備考） 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれているときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。		

幹線交通を担う道路：

- （1）道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）
- （2）上記に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路

幹線交通を担う道路に近接する空間：

次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により範囲が特定される。

- （1）2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- （2）2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

※都市計画区域外については、環境基準の適用はありませんが、環境省通知（環水大自発第110914001号）に基づき、市街化調整区域とみなして評価しています。

2 環境騒音調査

【処理基準】

- ・騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成12年5月18日環大二第53号、最終改正平成23年9月14日環水大自発第110914001号）

【目的】

- ・騒音規制法第21条の2に基づき、状況を把握し環境基準との適否を評価、規制基準設定等騒音対策の基礎資料とします。

【調査計画】

- ・一般地域については、平成11年から定点で調査を実施しています。令和3年度に計画した、令和4年度～令和8年度の5年間の調査計画に基づき実施しています。
- ・道路に面する地域の評価対象路線・区間は、交通量、住居系用途地域の分布状況、D I D※の観点から37区間、地域性を考慮し、旧町村地域から各1区間ずつ6区間の計43区間を選定しました。この43区間を令和2年度から5年間で一巡するローリング調査を行っており、令和5年度はそのうち11区間を7地点で調査しました。

※D I D（人口集中地区）とは、人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の「国勢調査基本単位区・調査区」が隣接し、この人口が5,000人以上を有する地域のことで

【調査概要】

（1）調査地点

表4-2-1 環境騒音調査地点

調査項目	概要	
環境騒音	一般地域	13地点
	道路に面する地域	7地点

※道路に面する地域は騒音規制法第18条に基づく常時監視

表4-2-2 環境騒音調査地点 一般地域の内訳

類型	拳母	高橋	上郷	高岡	猿投	松平	下山	合計
A	1	2	-	1	-	-	-	4
B	2	-	1	2	1	1	1	8
C	1	-	-	-	-	-	-	1
計	4	2	1	3	1	1	1	13

(2) 測定方法及び評価手法

日本産業規格 Z8731 に定める等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベル (LAeq) によって評価することを原則とします。

(3) 環境基準の達成状況の地域としての評価方法

- ・ 一般地域 (道路に面する地域以外の地域) : 原則として一定地域ごとの当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価します。
- ・ 道路に面する地域 : 原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうちの環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価します。

【調査結果の概要】

(1) 一般地域

調査した 13 地点のうち、2 地点で夜間において環境基準を超過し、それ以外は環境基準を達成しました。

表 4-3-1 一般地域における環境基準達成概要 (令和 5 年度)

類 型	A	B	C	合計
	達成地点数／測定地点数	達成地点数／測定地点数	達成地点数／測定地点数	達成地点数／測定地点数
	達成率	達成率	達成率	達成率
昼 間	4 / 4	8 / 8	1 / 1	13 / 13
	100%	100%	100%	100%
夜 間	3 / 4	7 / 8	1 / 1	11 / 13
	75.0%	87.5%	100%	84.6%
昼間及び 夜間	3 / 4	7 / 8	1 / 1	11 / 13
	75.0%	87.5%	100%	84.6%

	A	B	C	地点数	割合
環境基準以下	3	7	1	11	84.6%
環境基準超過	1	1	0	2	15.4%
昼間のみ超過	0	0	0	0	0%
夜間のみ超過	1	1	0	2	15.4%
昼間夜間ともに超過	0	0	0	0	0%
	4	8	1	13	

表 4-3-2 一般地域における環境基準達成状況（令和5年度）

地点番号	地点名	所在地	地域	調査期間	用途地域	類型	騒音レベル (LAeq) (単位：dB)		環境基準 (単位：dB)		適合状況
							昼間	夜間	昼間	夜間	
1	平山公園	平山町4丁目	拳母	R5.10.23~10.24	第1種中高層住居専用地域	A	48	44	55	45	○
2	豊田市福祉センター	錦町1丁目		R5.10.17~10.18	第1種住居専用地域	B	46	40			○
3	小坂区民会館	小坂町7丁目		R5.11.13~11.14	第1種住居専用地域	B	45	38			○
4	月見公園	月見町1丁目		R5.10.18~10.19	近隣商業地域	C	46	39	60	50	○
5	五ヶ丘三丁目区民会館	五ヶ丘3丁目	高橋	R5.10.23~10.24	第1種低層住居専用地域	A	42	37	55	45	○
6	広川台小学校	渋谷町1丁目		R5.10.17~10.18	第1種中高層住居専用地域	A	51	43			○
7	藪間公園	上郷町藪間	上郷	R5.10.23~10.24	第1種住居専用地域	B	53	48			△
8	西岡墓地	西岡町保ヶ山	高岡	R5.10.23~10.24	第2種中高層住居専用地域	A	46	46			△
9	堤ヶ丘こども園	堤町道仙		R5.11.13~11.14	市街化調整区域	B	50	42			○
10	こまんば公園	駒場町北		R5.10.23~10.24	市街化調整区域	B	45	44			○
11	猿投台中学校	青木町3丁目	猿投	R5.10.18~10.19	第1種住居専用地域	B	47	43			○
12	松平こども園	九久平町築場	松平	R5.10.23~10.24	市街化調整区域	B	44	39	○		
13	下山支所※	大沼町越田和	下山	R5.10.23~10.24	都市計画区域外※	B	45	37	○		

・「適合状況」○：適合 △：いずれかの時間帯で非適合 ×：すべての時間帯で非適合

※ 都市計画区域外については、市街化調整区域とみなして評価

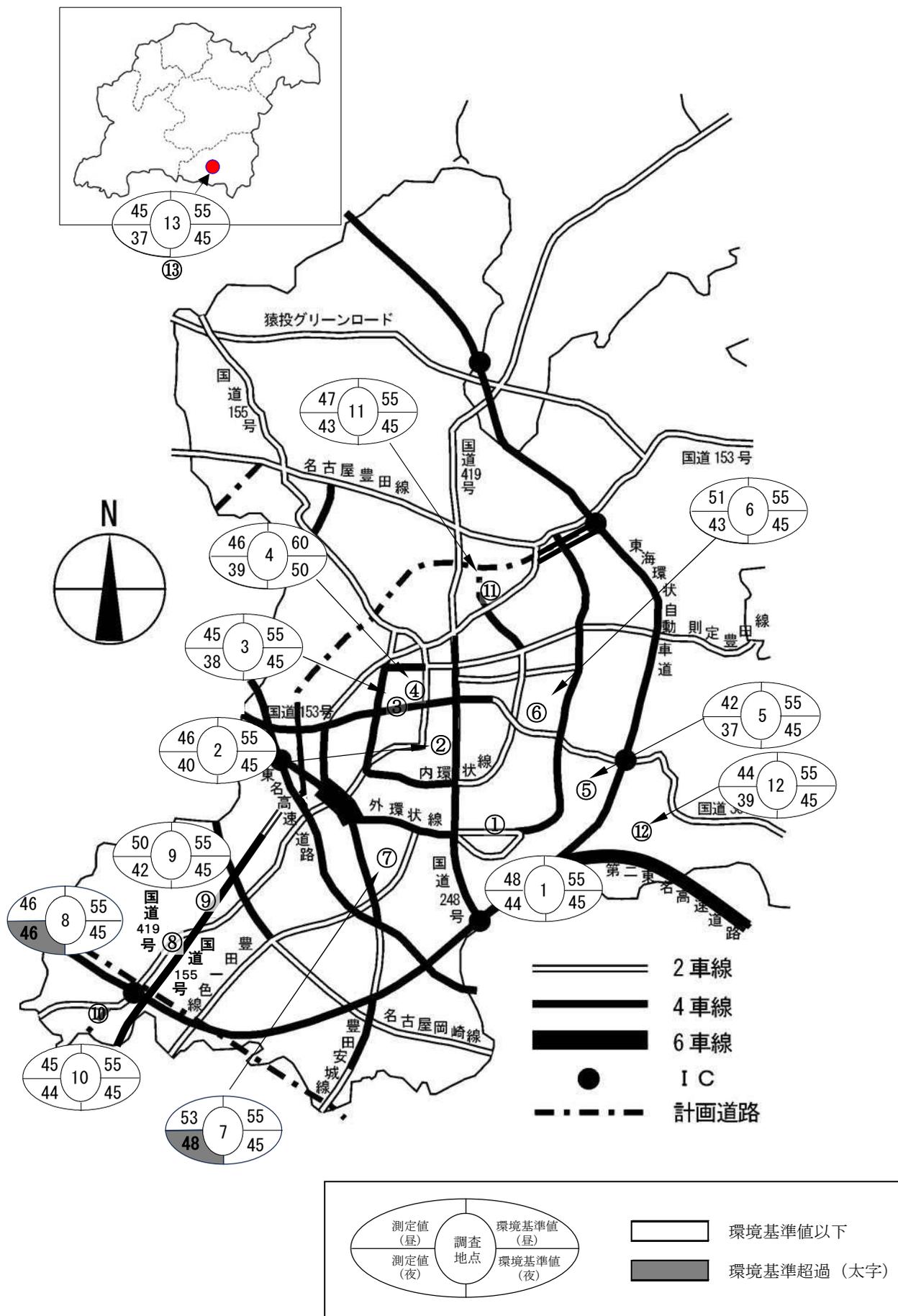


図4-1 環境騒音調査結果概要(一般地域)

(2) 道路に面する地域

市内の5路線沿いの地点において面的評価を行ったところ、評価区間内4,177戸のうち昼・夜間ともに環境基準を達成したのは3,907戸で、達成率は93.5%でした。

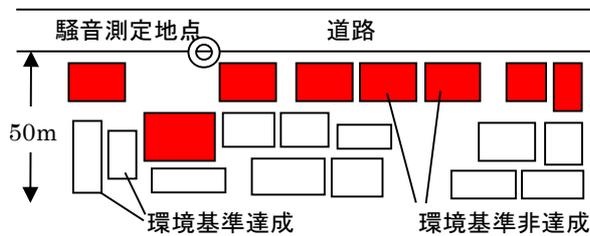
表4-4-1 道路に面する地域における環境基準達成概要（令和5年度）

	評価区間内 全戸数	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率
昼間	4,177	4,045	96.8%
夜間		3,907	93.5%
昼間夜間ともに		3,907	93.5%

(注) 面的評価

従来、道路に面する地域に係る騒音の環境基準については、地域を代表する騒音測定地点で騒音レベルを測定し、環境基準と比較する点的評価を行っていましたが、平成13年度測定分から、道路端から50mの範囲内のすべての住居等について、推計した騒音レベルと環境基準値と比較し、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する面的評価を行っています。

<例>



騒音測定地点での騒音レベルから、個々の住居等の騒音レベルを推計



環境基準を達成する住居等の戸数と割合を把握

$$\text{環境基準達成率} = \frac{\text{環境基準達成戸数 (12戸)}}{\text{評価区間内全戸数 (20戸)}} = 60\%$$

表 4-4-2 道路に面する地域における環境基準達成状況（令和 5 年度）

地点 番号	路線名	住所	測定日	実測値 (LAeq) (単位：dB)		評価区間			環境基準 達成戸数（戸）			調査区 間内 全戸数 (戸)	環境基準 達成率(%)		
				昼間	夜間	起点	終点	区間延長 (km) ^{※1}	昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
1	一般国道 153 号	小川町 1 丁目	R5. 10. 17 ～ R5. 10. 19	71	68	千足町	陣中町	6. 7	1, 321	1, 220	1, 220	1, 342	98. 4	90. 9	90. 9
2	一般国道 153 号	荒井町松島		69	66	陣中町	平戸橋町	3. 9	727	716	716	792	91. 8	90. 4	90. 4
3	一般国道 301 号	志賀町瘦桜		71	65	鶉ヶ瀬町	御立町	3. 8	441	441	441	441	100	100	100
4	一般国道 419 号	北篠平町駒ヶ峰 ^{※2}		67	63	北篠平町	藤岡飯野町	7. 0	152	152	152	152	100	100	100
5	一般国道 419 号	京町 5 丁目		70	66	西町	鴻ノ巣町	6. 6	897	871	871	941	95. 3	92. 6	92. 6
						四郷町	陣中町								
6	市道堤竹 1 号線	広田町西山		56	49	堤町	住吉町	3. 3	196	196	196	196	100	100	100
7	高橋細谷線 4	丸山町 5 丁目	67	63	長興寺	新生町	2. 3	311	311	311	313	99. 4	99. 4	99. 4	
本年度評価区間合計									4, 045	3, 907	3, 907	4, 177	96. 8	93. 5	93. 5

※ 1 各評価区間の区間延長の合計は、道路の線形に合わせて GIS の図面上で計算されているため、センサスの区間延長と一致しない。

※ 2 都市計画区域外については、市街化調整区域とみなして評価

【調査結果】

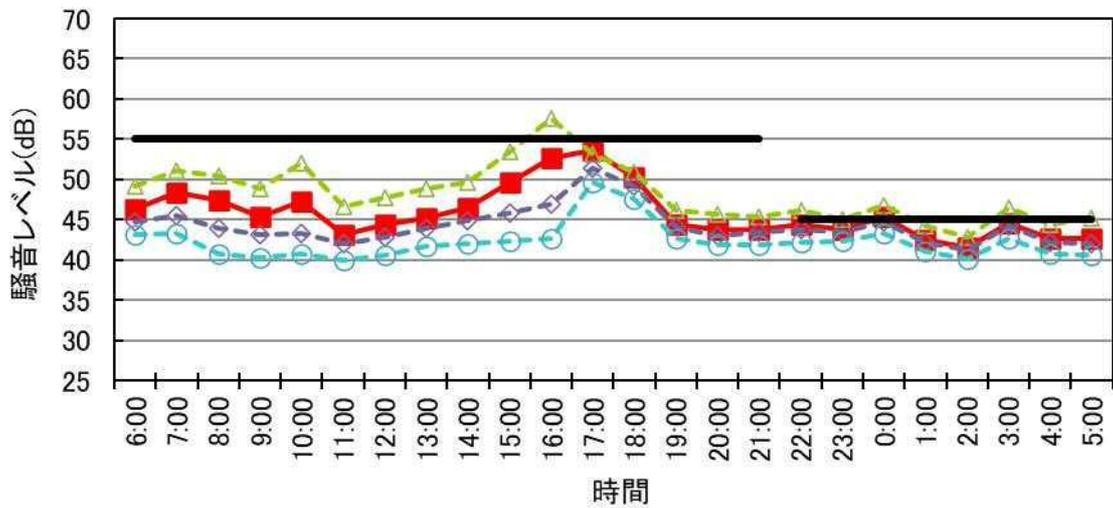
一般地域における環境騒音地点別調査結果

環境騒音 1 平山公園 平山町4丁目

- ・ 等価騒音レベル (LAeq) は、「昼間」は 43~54dB、「夜間」は 42~45dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」ともに環境基準値を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は 4 dB です。
- ・ 主な音源に、子供の声・鳥・緊急車両・航空機が挙げられます。

調査期間	令和5年10月23日(月) ~ 10月24日(火)
------	---------------------------

■ LAeq
 ▲ LA5
 ◆ LA50
 ○ LA95
 — 環境基準



類型指定		A			
昼間	時間帯 平均値	—	—	—	48
	環境 基準	55			
夜間	時間帯 平均値	—	—	—	44
	環境 基準	45			

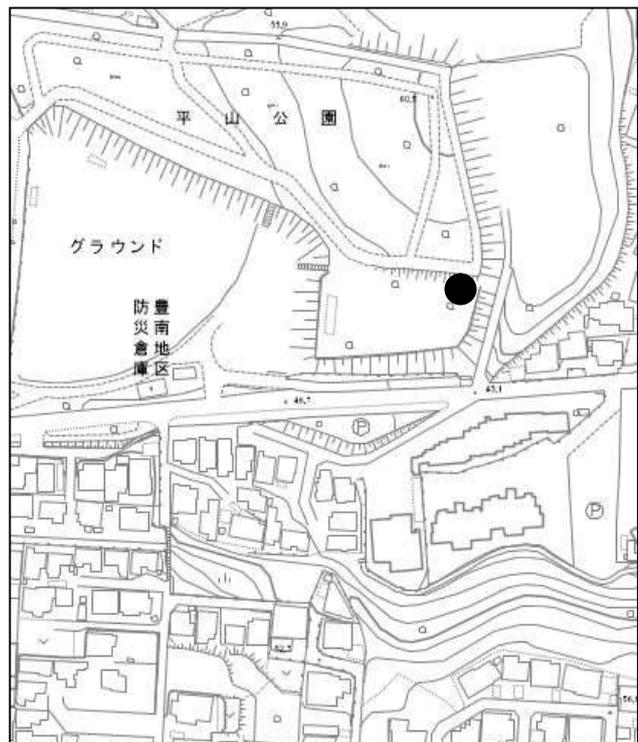
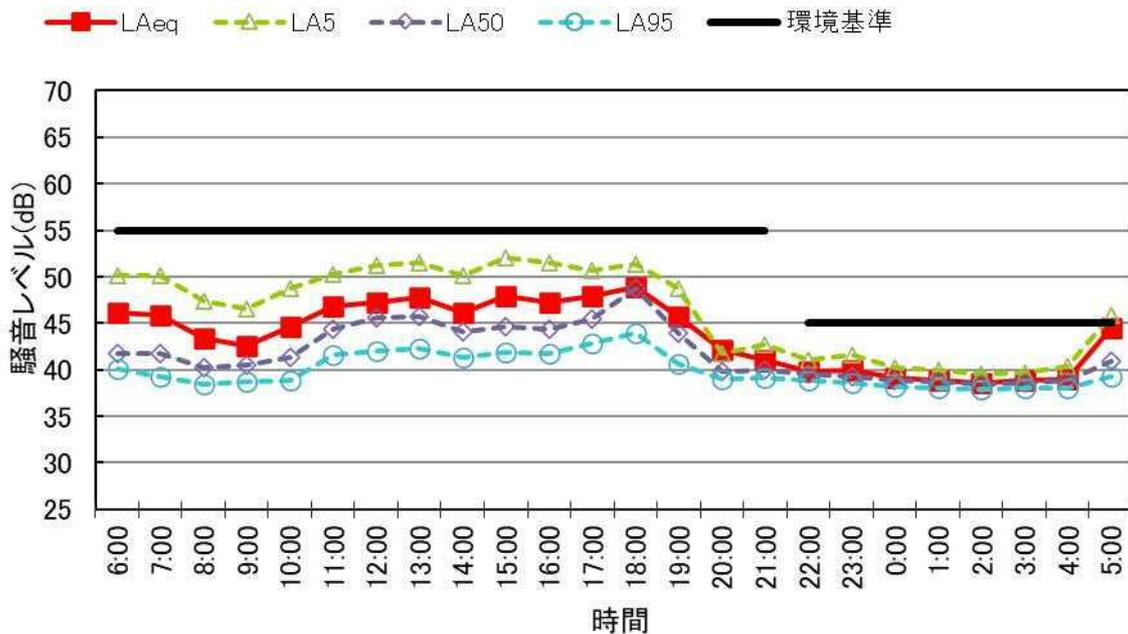


図4-2-1 環境騒音調査結果 (平山町)

環境騒音2 豊田市福祉センター 錦町1丁目

- ・ 等価騒音レベル (LAeq) は、「昼間」は 40~48dB、「夜間」は 39~45dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」ともに環境基準値を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は6 dB です。
- ・ 主な音源に、周辺の道路交通騒音・鉄道が挙げられます。

調査期間	令和5年10月17日(火) ~ 18日(水)
------	------------------------



類型指定		B			
昼間	時間帯 平均値	—	—	—	46
	環境 基準	55			
夜間	時間帯 平均値	—	—	—	40
	環境 基準	45			

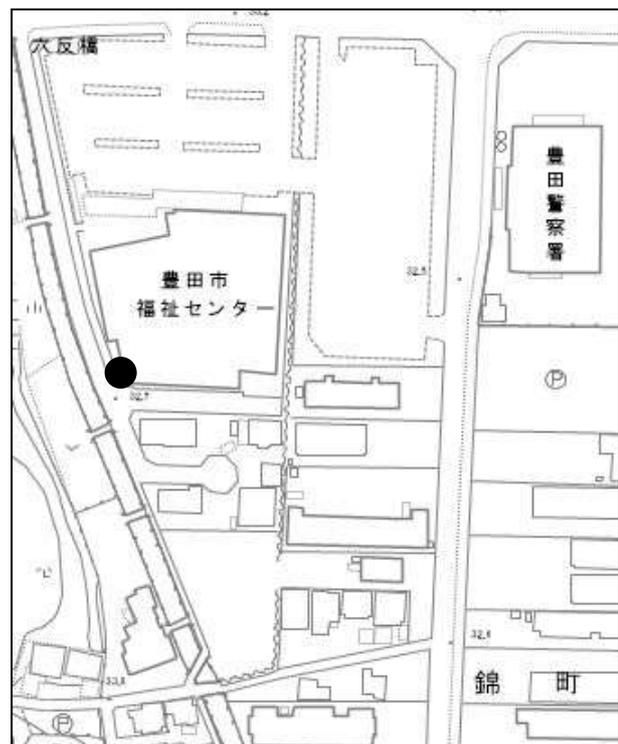
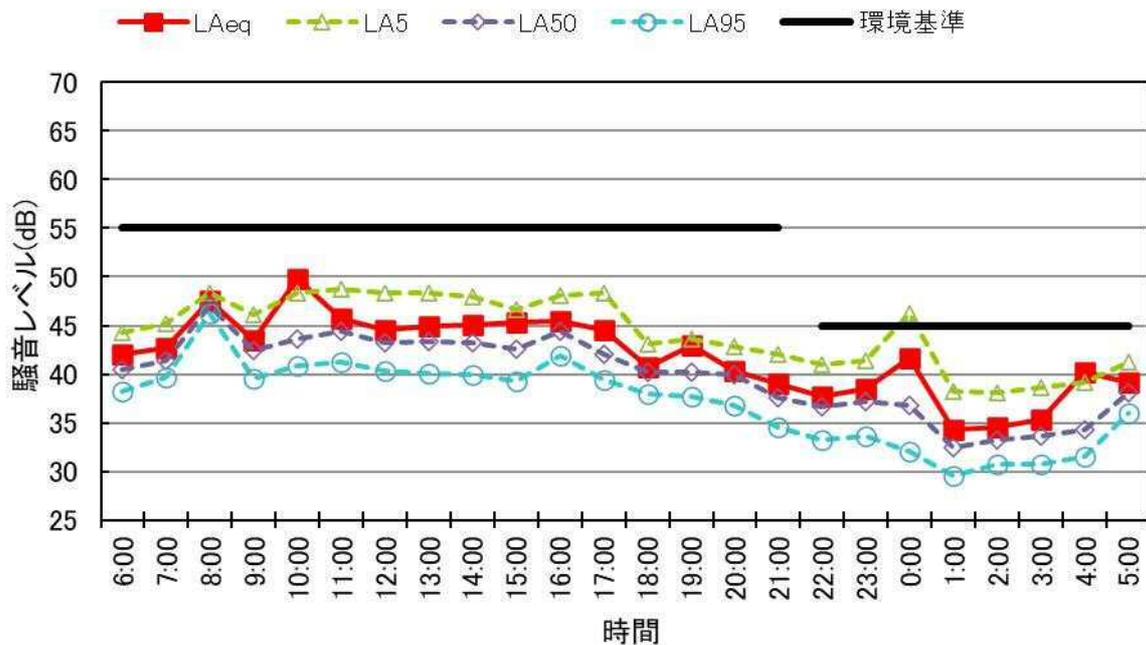


図4-2-2 環境騒音調査結果 (錦町)

環境騒音3 小坂区民会館 小坂町7丁目

- ・ 等価騒音レベル (LAeq) は、「昼間」は 38~50dB、「夜間」は 34~42dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」ともに環境基準値を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は7dB です。
- ・ 主な音源に、会話音・緊急車両・航空機・鳥が挙げられます。

調査期間	令和5年11月13日(月) ~ 14日(火)
------	------------------------



類型指定		B			
昼間	時間帯 平均値	-	-	-	45
	環境 基準	55			
夜間	時間帯 平均値	-	-	-	38
	環境 基準	45			

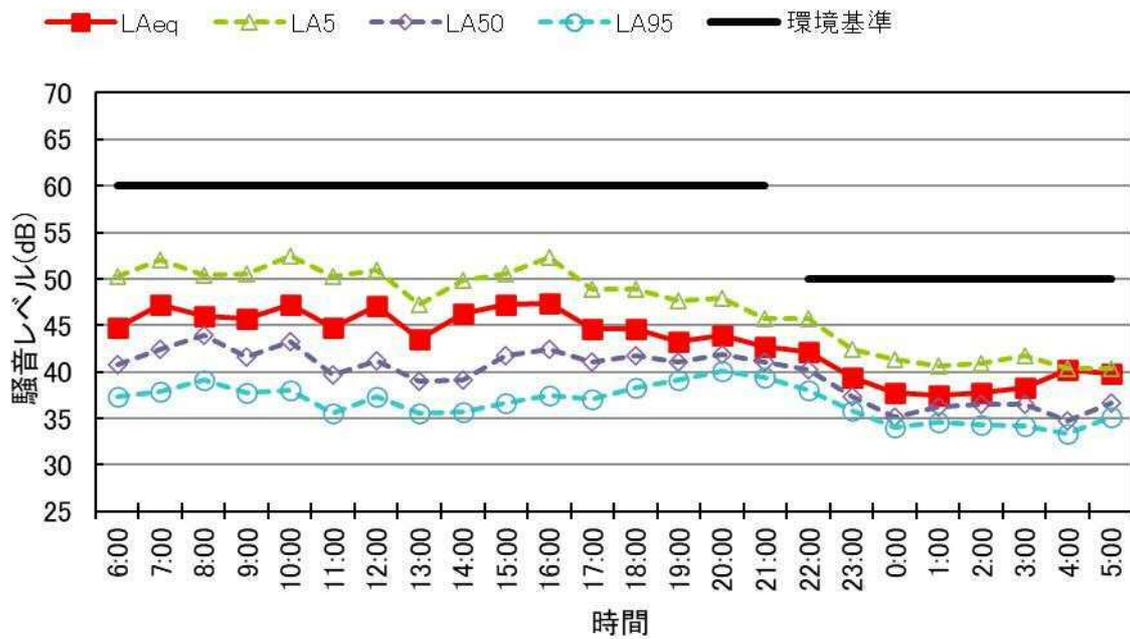


図4-2-3 環境騒音調査結果 (小坂町)

環境騒音4 月見公園 月見町1丁目

- ・ 等価騒音レベル (LAeq) は、「昼間」は 42~47dB、「夜間」は 38~40dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」ともに環境基準値を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は7dB です。
- ・ 主な音源に、子供の声・緊急車両・鉄道・航空機・鳥が挙げられます。

調査期間	令和5年10月18日(水) ~10月19日(木)
------	--------------------------



類型指定		C			
L Aeq		R2	R3	R4	R5
昼間	時間帯平均	46	47	—	46
	環境基準	60			
夜間	時間帯平均	38	38	—	39
	環境基準	50			



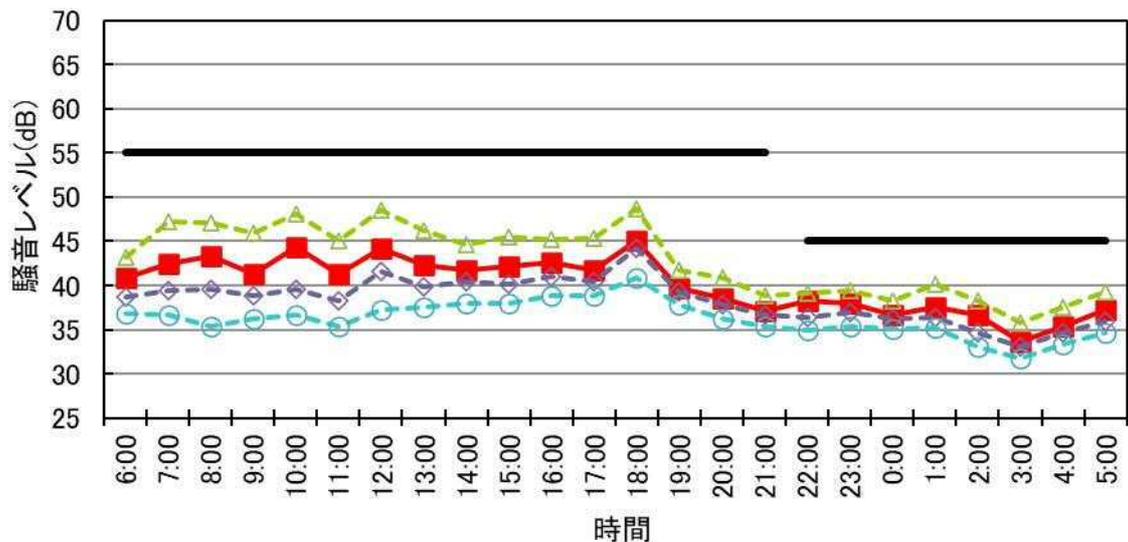
図4-2-4 環境騒音調査結果 (月見町)

環境騒音5 五ヶ丘三丁目区民会館 五ヶ丘3丁目

- ・ 等価騒音レベル (LAeq) は、「昼間」は 37~45dB、「夜間」は 34~38dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」ともに環境基準を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は5 dB です。
- ・ 主な音源に、周辺の道路交通騒音・鳥・航空機・虫が挙げられます。

調査期間	令和5年10月23日(月) ~ 24日(火)
------	------------------------

■ LAeq
 ▲ LA5
 ◆ LA50
 ○ LA95
 — 環境基準



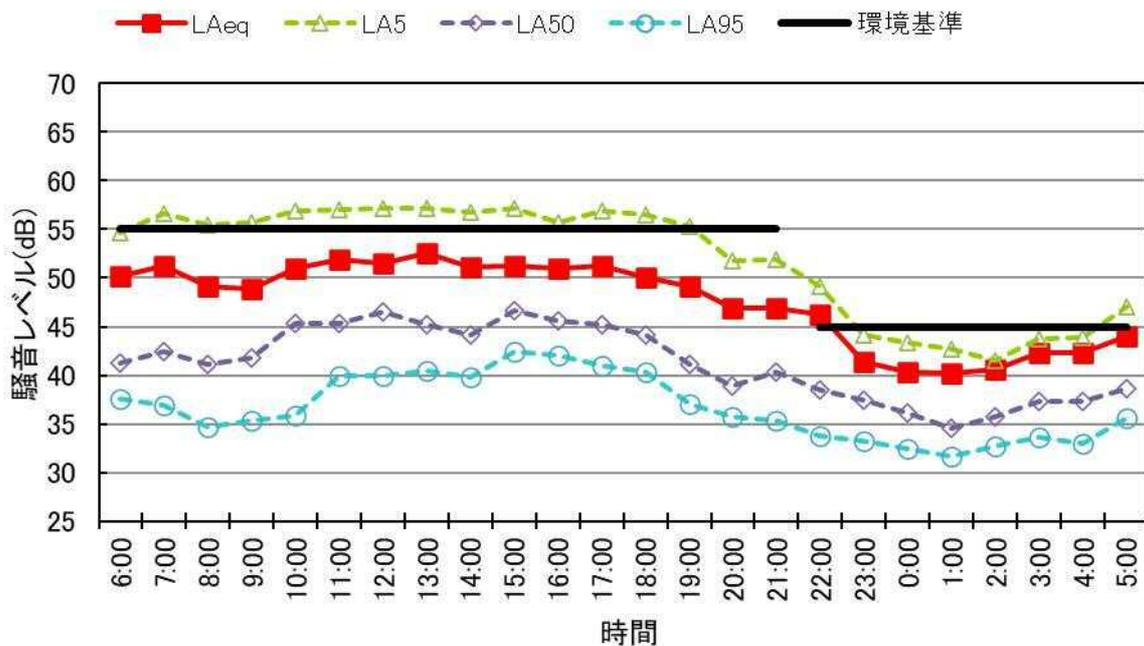
類型指定		A			
L Aeq		R2	R3	R4	R5
昼間	時間帯 平均値	42	42	—	42
	環境 基準	55			
夜間	時間帯 平均値	36	34	—	37
	環境 基準	45			

図4-2-5 環境騒音調査結果 (五ヶ丘)

環境騒音6 広川台小学校 渋谷町1丁目

- ・ 等価騒音レベル (LAeq) は、「昼間」は 46~53dB、「夜間」は 40~44dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」ともに環境基準値を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は8 dB です。
- ・ 主な音源に、周辺の道路交通騒音・鳥・緊急車両が挙げられます。

調査期間	令和5年10月17日(火) ~ 18日(水)
------	------------------------



類型指定		A			
L Aeq		R2	R3	R4	R5
昼間	時間帯 平均値	—	—	—	51
	環境 基準	55			
夜間	時間帯 平均値	—	—	—	43
	環境 基準	45			

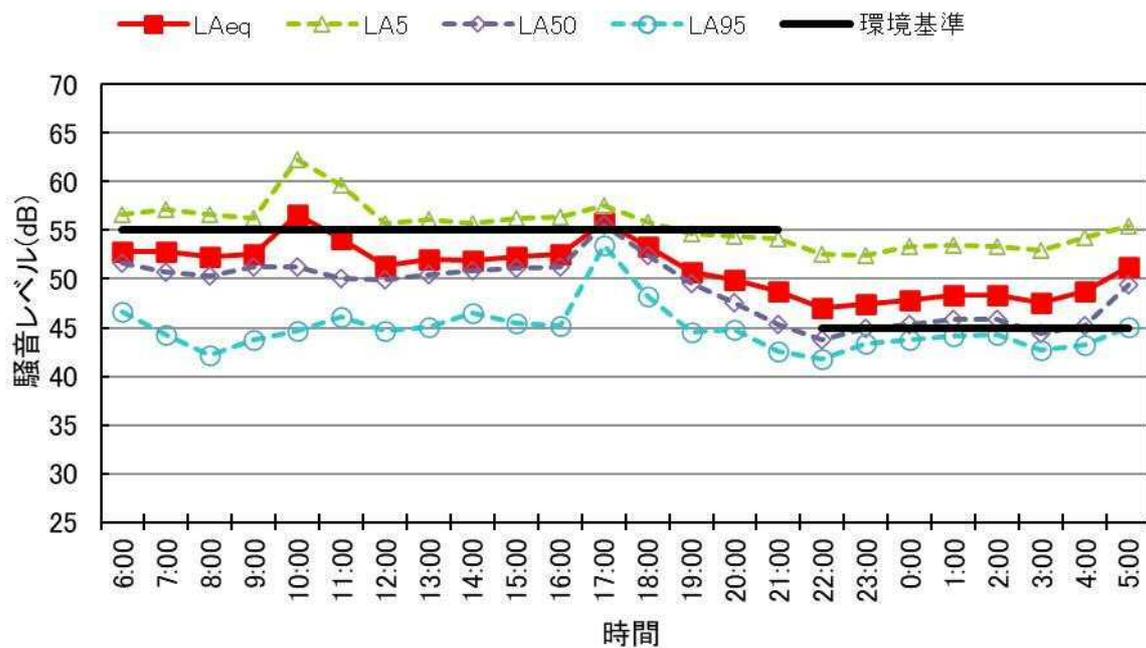


図4-2-6 環境騒音調査結果 (渋谷町)

環境騒音 7 藪間公園 上郷町藪間

- ・ 等価騒音レベル (LAeq) は、「昼間」は 49~57dB、「夜間」は 47~51dB で変動しています。また、「昼間」は環境基準を下回り、「夜間」は環境基準を上回る結果となりました。「昼間」と「夜間」の差は 5 dB です。
- ・ 主な音源に、周辺の道路交通騒音・航空機・鳥・作業音が挙げられます。

調査期間	令和5年10月23日(月) ~ 10月24日(火)
------	---------------------------



類型指定		B			
昼間	時間帯 平均値	-	-	-	53
	環境 基準	55			
夜間	時間帯 平均値	-	-	-	48
	環境 基準	45			

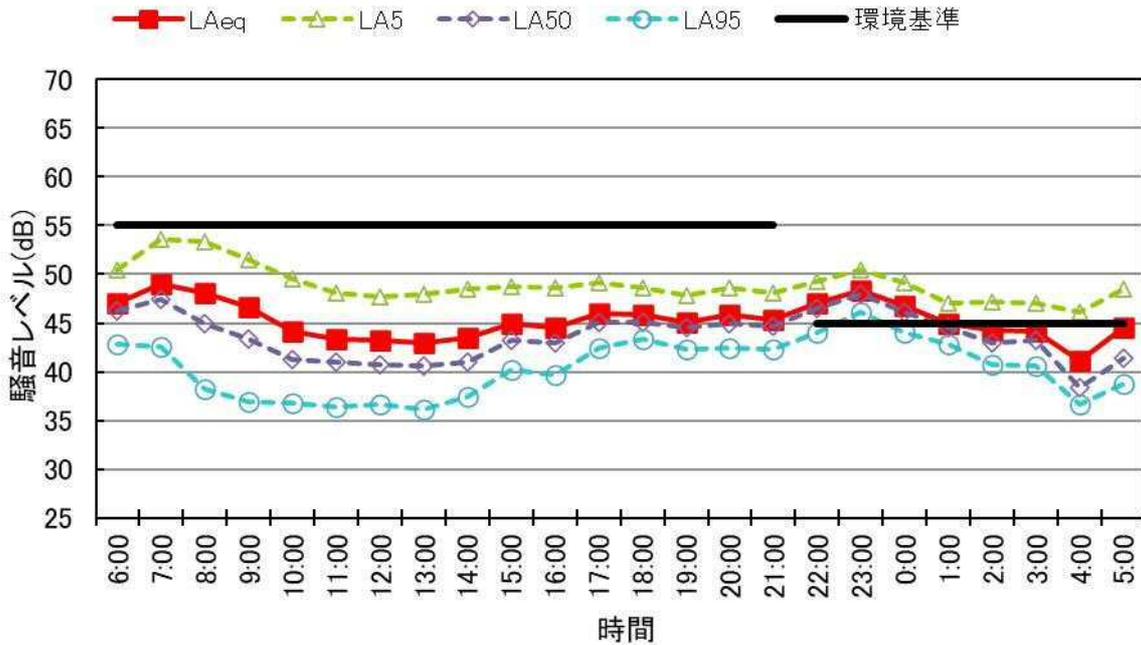


図4-2-7 環境騒音調査結果 (上郷町)

環境騒音8 西岡墓地 西岡町保ヶ山

- ・ 等価騒音レベル (LAeq) は、「昼間」は 43~49dB、「夜間」は 41~48dB で変動しています。また、「昼間」は環境基準値を下回り、「夜間」は環境基準を上回る結果となりました。「昼間」と「夜間」の差はありません。
- ・ 主な音源に、周辺の道路交通騒音・鳥が挙げられます。

調査期間	令和5年10月23日(月) ~ 10月24日(火)
------	---------------------------



類型指定		A			
L Aeq		R2	R3	R4	R5
昼間	時間帯 平均値	45	45	—	46
	環境 基準	55			
夜間	時間帯 平均値	43	43	—	46
	環境 基準	45			

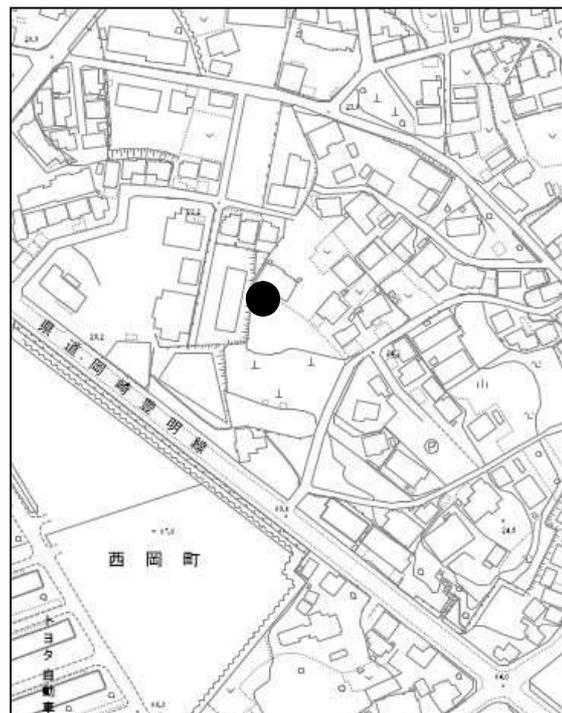
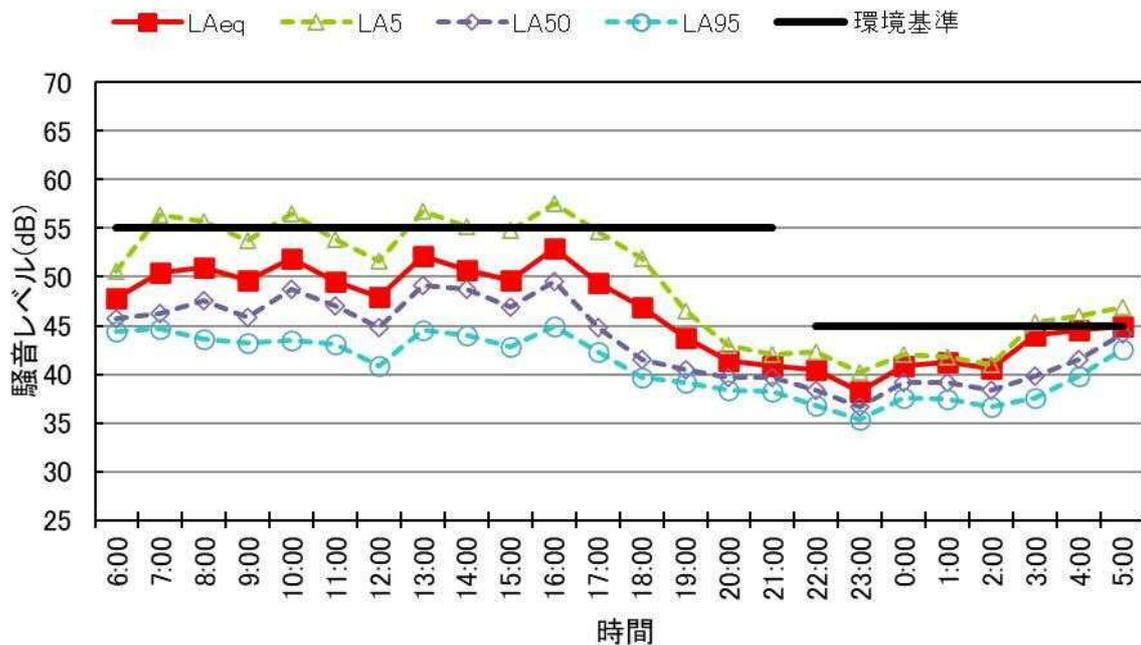


図4-2-8 環境騒音調査結果 (西岡町)

環境騒音9 堤ヶ丘こども園 堤町道仙

- ・ 等価騒音レベル (LAeq) は、「昼間」は 41~53dB、「夜間」は 38~45dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」とも環境基準値を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は 8 dB です。
- ・ 主な音源に、周辺の道路交通騒音・航空機・鳥の鳴き声が挙げられます。

調査期間	令和5年11月13日(月) ~ 11月14日(火)
------	---------------------------



類型指定		B			
昼間	時間帯				
	環境基準	55			
夜間	時間帯				
	環境基準	45			

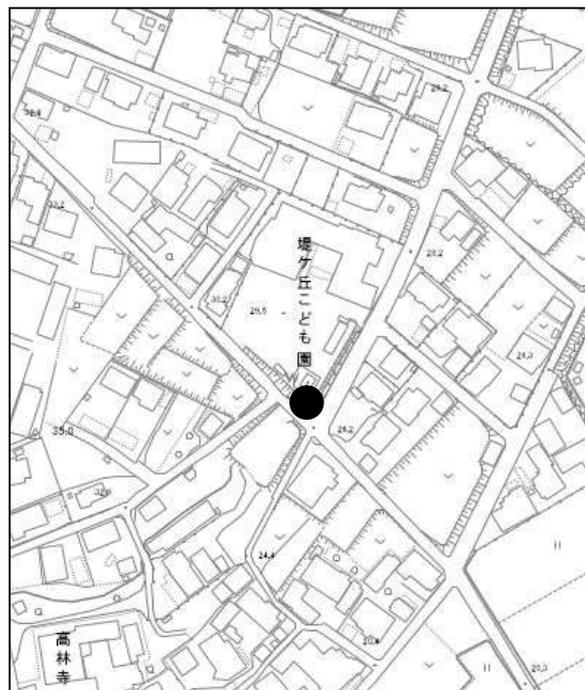
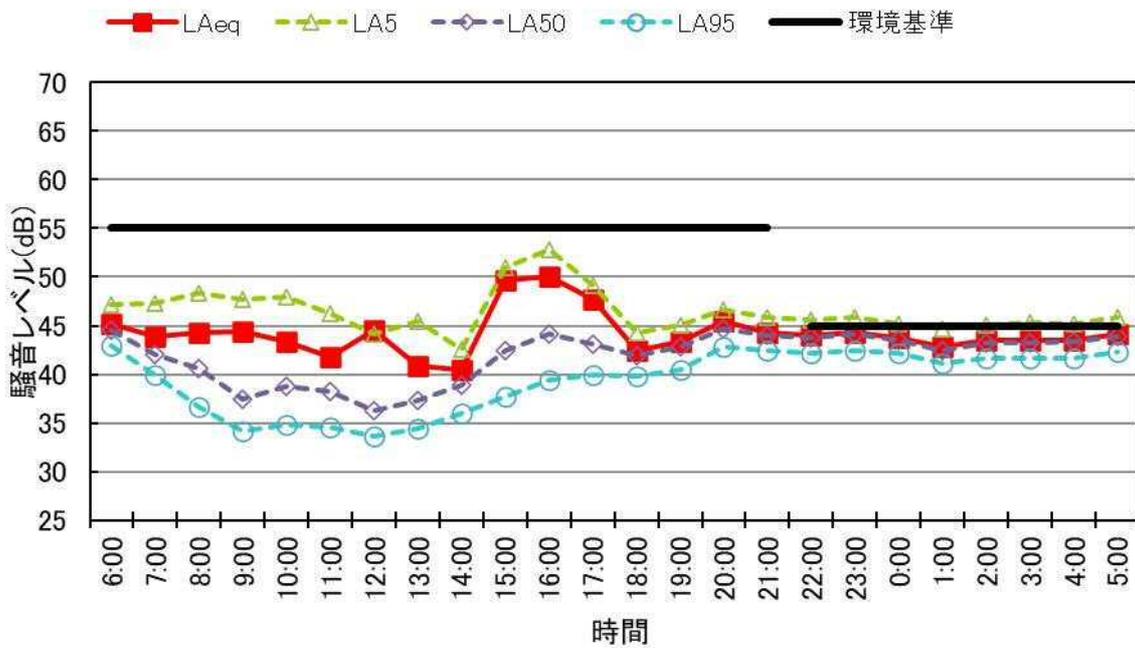


図4-2-9 環境騒音調査結果(堤町)

環境騒音 10 こまんば公園 駒場町北

- ・ 等価騒音レベル (LAeq) は、「昼間」は 43~50dB、「夜間」は 43~44dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」ともに環境基準値を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は 1dB です。
- ・ 主な音源に、近隣生活騒音、周辺の道路交通騒音が挙げられます。

調査期間	令和5年10月23日(月) ~ 10月24日(火)
------	---------------------------



類型指定		B			
L Aeq		R2	R3	R4	R5
昼間	時間帯 平均値	44	44	-	45
	環境 基準	55			
夜間	時間帯 平均値	39	43	-	44
	環境 基準	45			

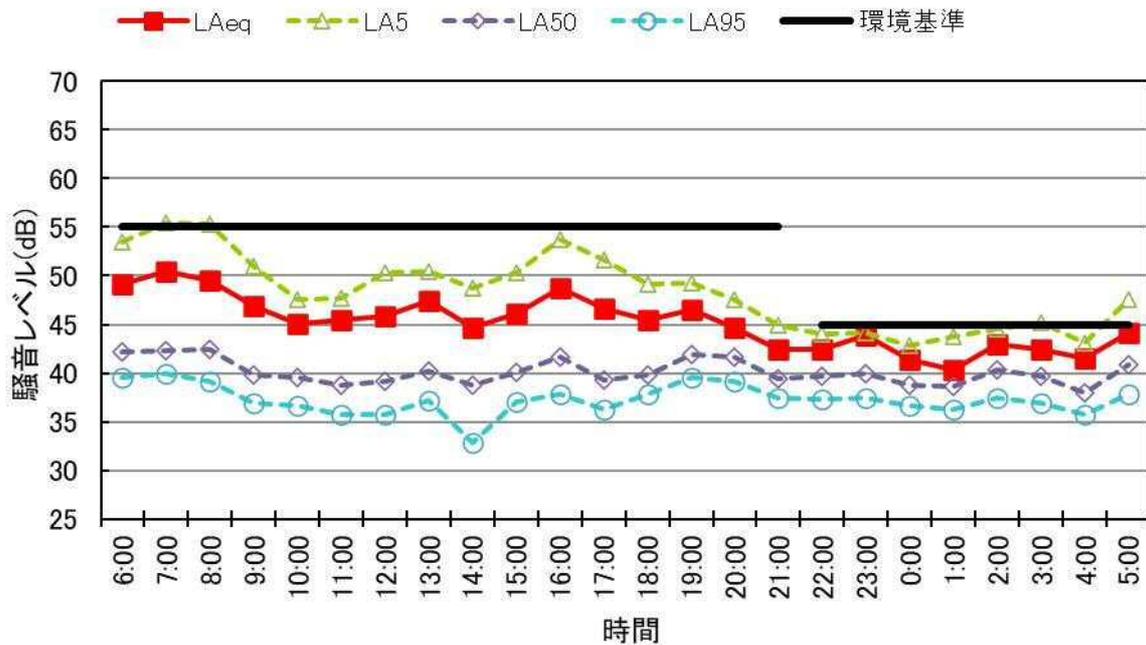


図4-2-10 環境騒音調査結果 (駒場町)

環境騒音 11 猿投台中学校 青木町3丁目

- ・ 等価騒音レベル (LAeq) は、「昼間」は 43~49dB、「夜間」は 41~44dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」とも環境基準値を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は 4 dB です。
- ・ 主な音源に、周辺の道路交通騒音・航空機・鳥が挙げられます。

調査期間	令和5年10月18日(水) ~ 19日(木)
------	------------------------



類型指定		B			
昼間	L Aeq	R2	R3	R4	R5
	時間帯 平均値	48	46	—	47
夜間	環境 基準	55			
	時間帯 平均値	40	37	—	43
環境 基準		45			

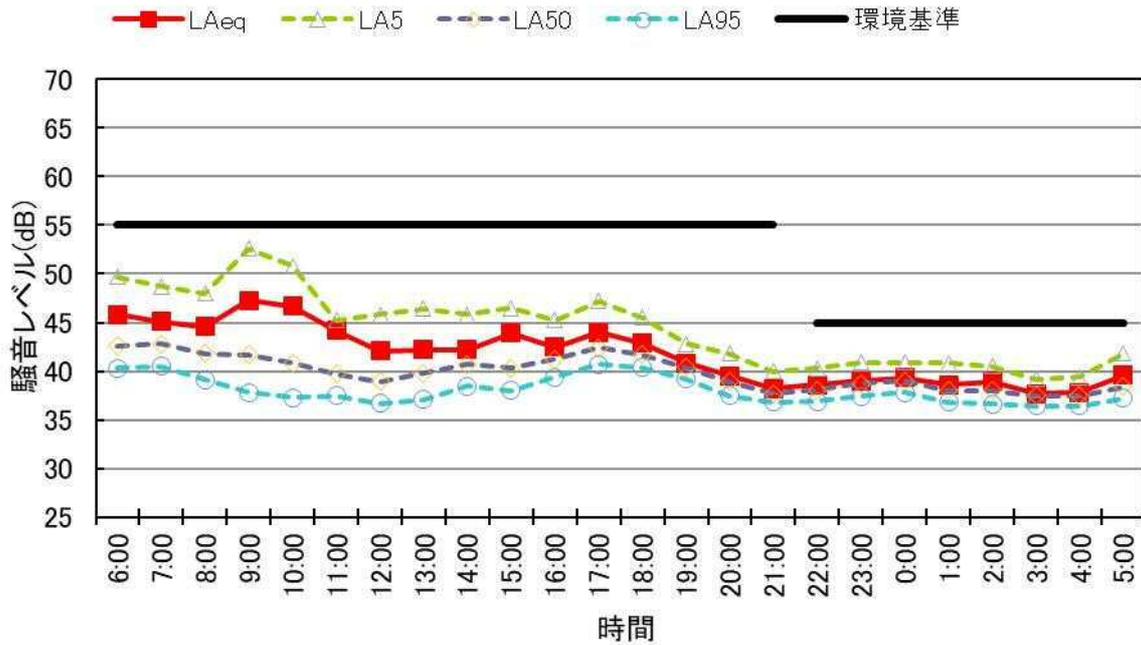


図4-2-11 環境騒音調査結果 (青木町)

環境騒音 12 松平こども園 九久平町築場

- ・ 等価騒音レベル (LAeq) は、「昼間」は 38~47dB、「夜間」は 38~40dB で変動しています。「昼間」「夜間」ともに環境基準値を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は5 dB です。
- ・ 主な音源に、航空機・緊急車両・鳥・子供の声が挙げられます。

調査期間	令和5年10月23日(月) ~ 24日(火)
------	------------------------



類型指定		B			
L Aeq		R2	R3	R4	R5
昼間	時間帯 平均値	59	43	-	44
	環境 基準	55			
夜間	時間帯 平均値	52	38	-	39
	環境 基準	45			

R2の測定地点は「松平支所 倉庫」

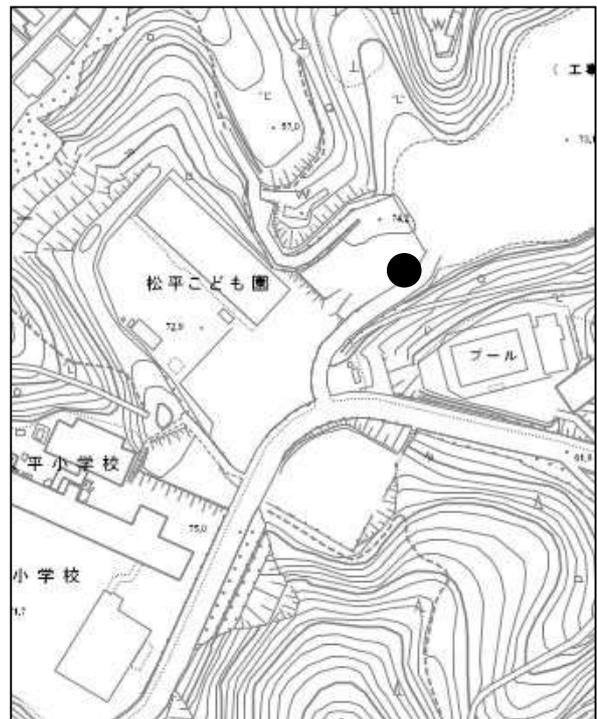
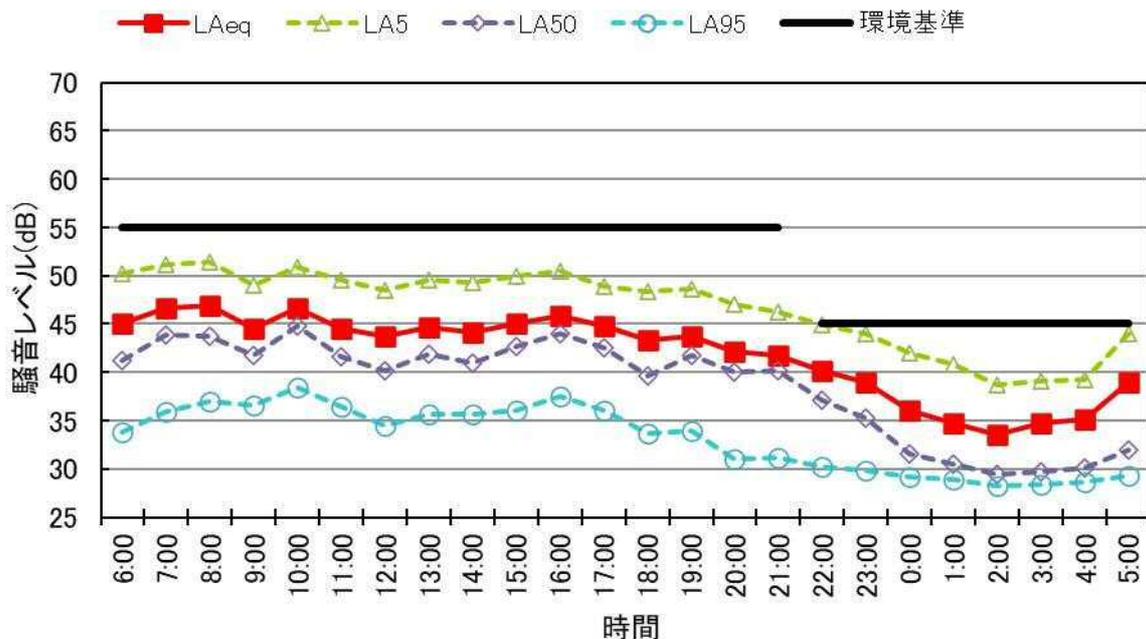


図4-2-12 環境騒音調査結果 (九久平町)

環境騒音 13 下山支所 大沼町越田和

- ・ 等価騒音レベル (LAeq) は、「昼間」は 42~47dB、「夜間」は 34~40dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」ともに環境基準値を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は8 dB です。
- ・ 主な音源に、航空機・鳥・来庁者の車両が挙げられます。

調査期間	令和5年10月23日(月) ~ 24日(火)
------	------------------------



類型指定		B			
L Aeq		R 2	R 3	R 4	R 5
昼間	時間帯 平均値	-	-	-	45
	環境 基準	55			
夜間	時間帯 平均値	-	-	-	37
	環境 基準	45			

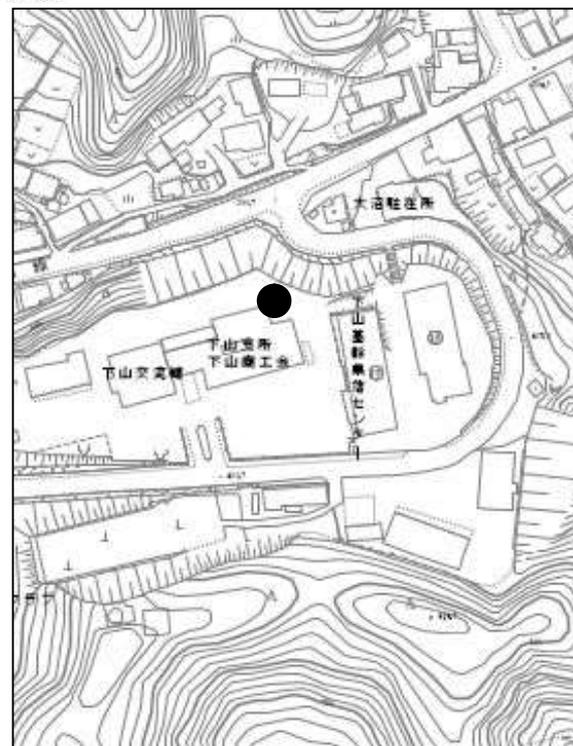


図 4-2-13 環境騒音調査結果 (大沼町)

3 自動車騒音・道路交通振動の要請限度調査

【要請限度】

要請限度とは、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる時に、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請し、又は道路管理者・関係行政機関の長に当該道路部分の改善等に関し意見を述べる事ができる限度のことをいいます。

表 4-5 自動車騒音の要請限度

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号、最終改正 令和 2 年 3 月 30 日環境省令第 9 号）

騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定

（平成 10 年 3 月 13 日豊田市告示第 62 号、最終改正 平成 30 年 6 月 26 日豊田市告示第 301 号）

（単位：dB）

区 域 の 区 分		道路に面する区域	時間の区分	
			昼間	夜間
a 区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	1 車線	65	55
	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 田園住居地域	2 車線以上	70	65
b 区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域	1 車線	65	55
	準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	2 車線以上	75	70
c 区域	近隣商業地域 商業地域	1 車線	75	70
	準工業地域 工業地域	2 車線以上	75	70
幹線交通を担う道路に近接する区域の特例 （全区域共通）			75	70

幹線交通を担う道路：道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。

幹線交通を担う道路に近接する区域：2車線以下の道路の場合、敷地境界から15m、2車線を超える場合、敷地境界から20mを指す。

昼 間：午前6時から午後10時まで

夜 間：午後10時から翌日午前6時まで

表 4-6 道路交通振動の要請限度

振動規制法施行規則第 12 条第 1 項

振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定

(平成 10 年 3 月 13 日豊田市告示第 63 号、最終改正 平成 30 年 6 月 26 日豊田市告示第 302 号)

(単位：dB)

	昼 間	夜 間
第 1 種区域	65	60
第 2 種区域	70	65

(注) 第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域

昼 間：午前 7 時から午後 8 時まで

夜 間：午後 8 時から翌日の午前 7 時まで

【根 拠】

- ・ 騒音規制法第 17 条第 1 項
- ・ 振動規制法第 16 条第 1 項

【目 的】

騒音規制法第 21 条の 2 及び振動規制法第 19 条に基づき、市内主要道路の騒音・振動の状況を把握し、要請限度値の適否を評価します。周辺環境を著しく損なっている場合には、道路管理者等へ働きかけを行います。

【調査概要】

- ・ 自動車騒音の調査地点は、平日 12 時間交通量、土地の利用状況、D I D[※]、地域性の観点から 30 地点を選定しています。5 年間（令和 2 年～令和 6 年度）で調査地点を一巡するローリング調査を行っており、令和 5 年度は 7 地点で騒音レベル及び交通量を調査しました。また、3 地点で振動レベルを調査しました。

※D I D（人口集中地区）とは、人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上の「国勢調査基本単位区・調査区」が隣接し、この人口が 5,000 人以上を有する地域である。

- ・ 自動車騒音・道路交通振動が要請限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められたときには、県公安委員会に対して対策を要請、道路管理者等に対して意見を具申します。

(1) 調査地点

自動車騒音… 7 地点（都市計画区域 6 地点）

道路交通振動… 3 地点

(2) 測定方法及び評価手法

騒音測定方法については、日本産業規格 Z8731 に準拠し、時間の区分ごとの全時間を

通じた等価騒音レベル（LAeq）によって評価することを原則とします。振動測定方法については日本産業規格Z8735に準拠し、時間の区分ごとに振動レベルL10（80%レンジの上端値）によって評価することを原則とします。

【調査結果の概要】

（１）自動車騒音調査

市内7地点で調査を行いました。そのうち、要請限度が定められている都市計画区域の6地点で要請限度を下回っていました。〈表4-7、表4-10、図4-3参照〉

（２）道路交通振動調査

市内3地点で調査及び評価を行ったところ、3地点全てで要請限度を下回っていました。〈表4-8、表4-11、図4-4参照〉

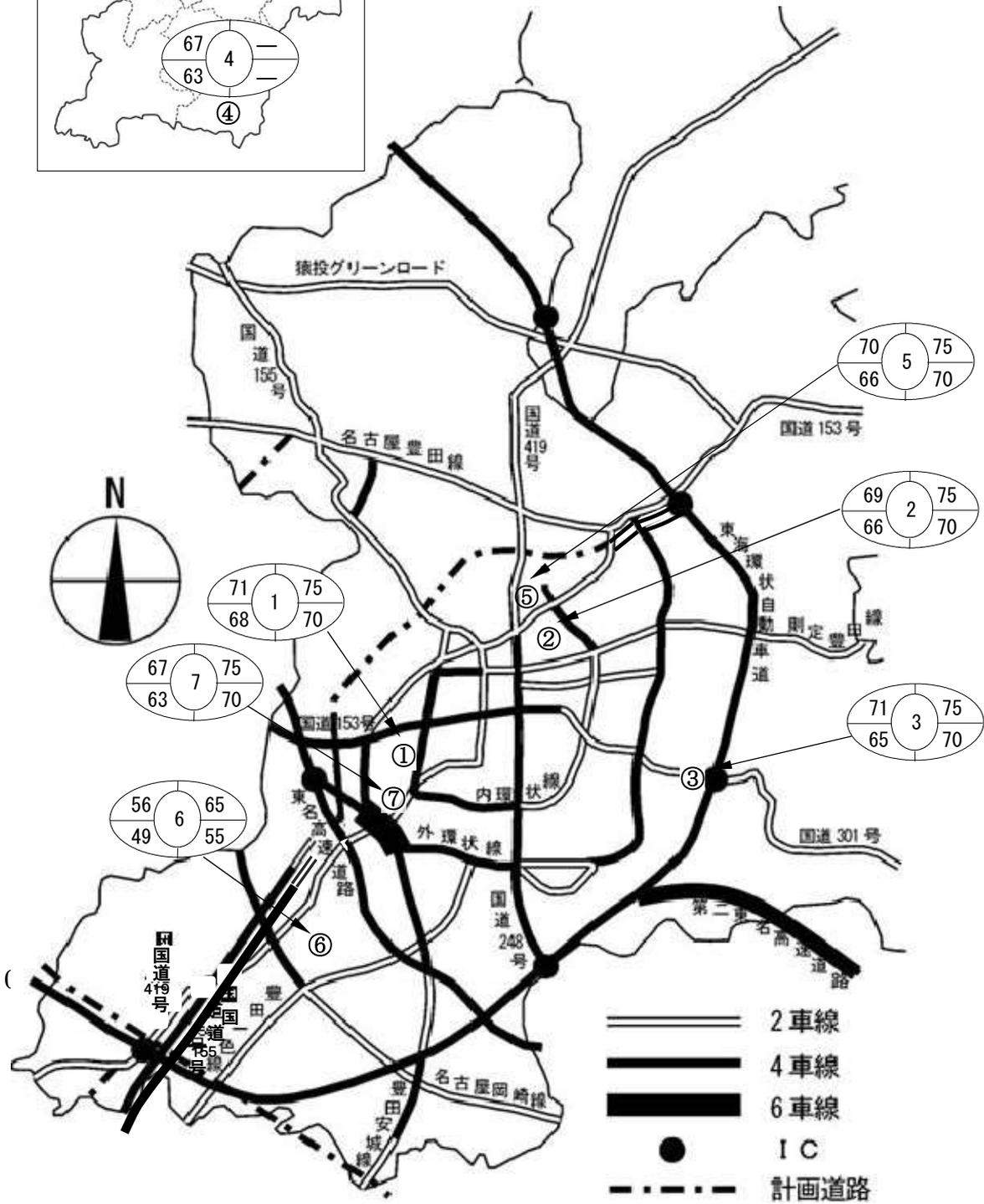
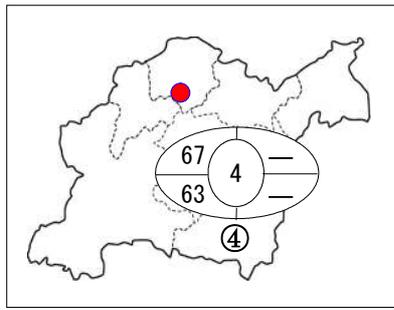
表4-7 令和5年度 自動車騒音調査結果（要請限度）

地点番号	路線名	住所 (調査地点)	測定日	用途地域	区域の 区分	車線数	騒音レベル (LAeq) (単位: dB)		要請限度 ^{※1} (単位: dB)		適合 ^{※2} 状況
							昼間	夜間	昼間	夜間	
1	一般国道 153 号	小川町 1 丁目	R 5 . 10 . 17 ~ R 5 . 10 . 19	第 2 種住居地域	b 区域 (幹線道路)	4	71	68	75	70	○
2	一般国道 153 号	荒井町松島		第 1 種住居地域	b 区域 (幹線道路)	2	69	66			○
3	一般国道 301 号	志賀町瘦桜		市街化調整区域	b 区域 (幹線道路)	2	71	65			○
4	一般国道 419 号	北篠平町駒ヶ峰		都市計画区域外 ^{*3}	—	2	67	63	—	—	—
5	一般国道 419 号	京町 5 丁目		準住居地域	b 区域 (幹線道路)	4	70	66	75	70	○
6	市道堤竹 1 号線	広田町西山		市街化調整区域	b 区域 (市道)	2	56	49			○
7	高橋細谷線 4	丸山町 5 丁目		第 1 種住居地域	b 区域 (幹線道路)	4	67	63			○

※1 要請限度は、幹線交通を担う道路に近接する区域にかかわる限度の特例による。

※2 適合状況 「○」適合 「△」いずれかの時間帯で不適合 「×」全ての時間帯で不適合

※3 都市計画区域外については、要請限度は定められていない。



- ① 一般国道 153 号 (小川町 1 丁目)
- ② 一般国道 153 号 (荒井町松島)
- ③ 一般国道 301 号 (志賀町瘦桜)
- ④ 一般国道 419 号 (北篠平町駒ヶ峰)
- ⑤ 一般国道 419 号 (京町 5 丁目)
- ⑥ 市道堤竹 1 号線 (広田町西山)
- ⑦ 高橋細谷線 4 (丸山町 5 丁目)

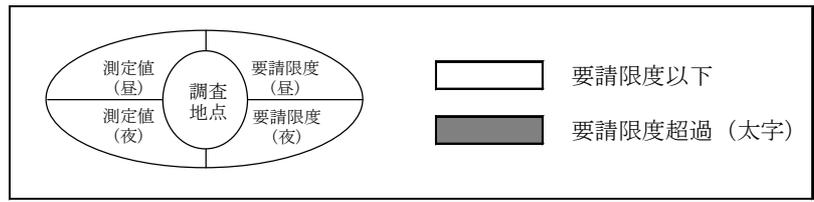


図 4-3 自動車騒音 調査結果 (令和 5 年度)

表 4-8 道路交通振動調査結果（令和 5 年度）

地点番号	路線名	住所 (調査地点)	測定期間	用途地域	区域の区分	振動レベル (L ₁₀) (単位: dB)		要請限度 (単位: dB)		適合※ 状況
						昼間	夜間	昼間	夜間	
2	一般国道 153 号	荒井町松島	R5.10.16	第 1 種住居地域	第 1 種区域	38	31	65	60	○
3	一般国道 301 号	志賀町瘦桜		市街化調整区域	第 2 種区域	42	27	70	65	○
5	一般国道 419 号	京町 5 丁目		準住居地域	第 1 種区域	43	36	65	60	○

※ 1 要請限度は、幹線交通を担う道路に近接する区域にかかわる限度の特例による。

※ 2 適合状況 「○」適合 「△」いずれかの時間帯で不適合 「×」全ての時間帯で不適合

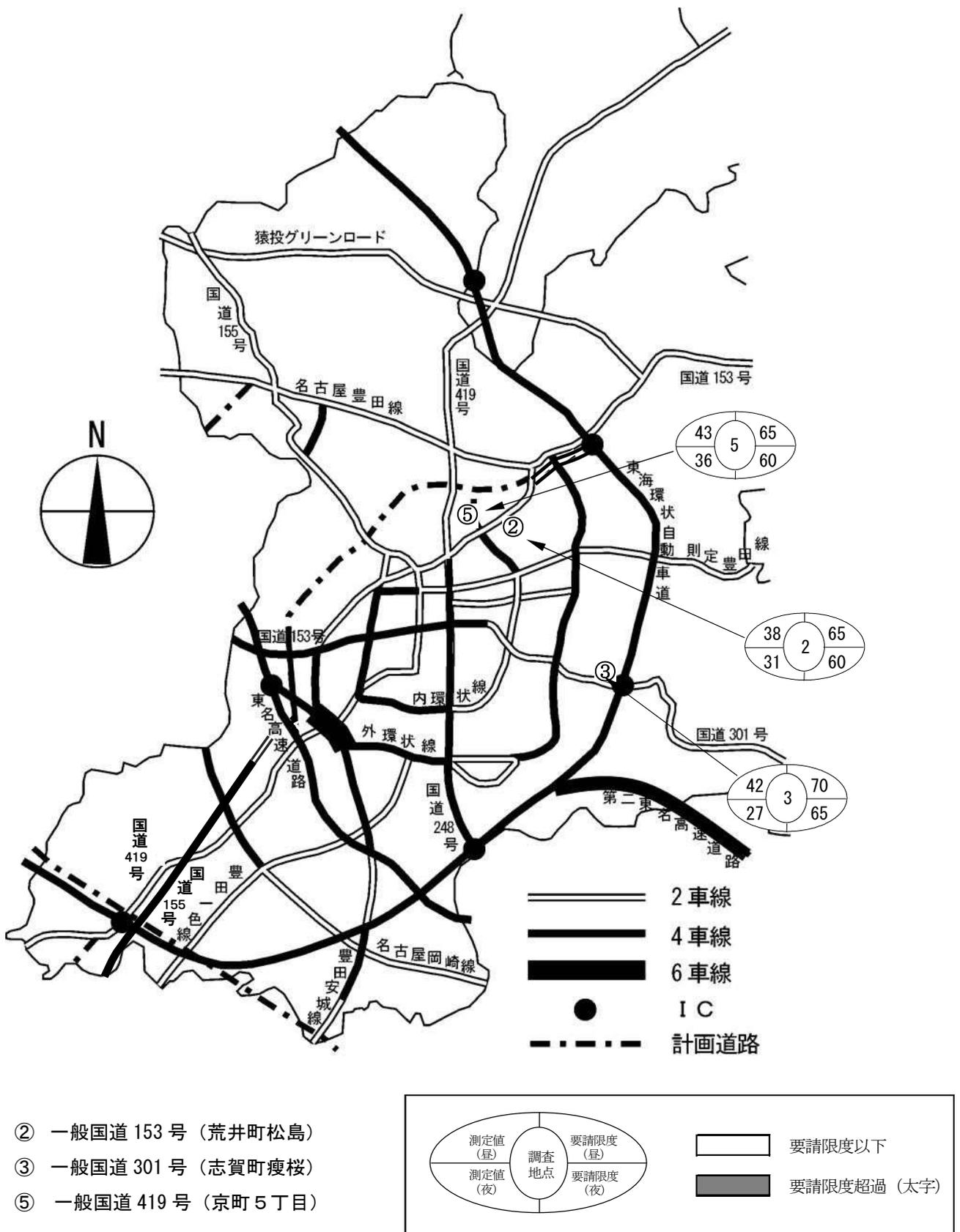


図 4-4 道路交通振動調査結果 (令和 5 年度)

表 4-9 令和 5 年度 道路交通量調査結果

地点 番号	道路	調査日時		交通量 (台/10分)									大型車 混入率 (%)	平均速度 (km/h)	
				測定側				測定反対側				合計 台数		測定 側	測定 反対 側
				大型 I	大型 II	小型 車	二 輪	大型 I	大型 II	小型 車	二 輪				
1	一般国道 153 号 (小川町 1 丁目)	R5.10.17	9:30~9:40	0	14	145	0	8	20	190	3	380	11	37	34
			16:00~16:10	2	10	141	1	12	0	137	3	306	8	34	36
2	一般国道 153 号 (荒井町松島)	R5.10.16	8:30~8:40	6	10	126	1	0	10	77	1	231	11	36	30
			16:30~16:40	6	6	110	0	0	6	95	0	223	8	36	26
3	一般国道 301 号 (志賀町瘦桜)	R5.10.16	8:00~8:10	3	9	99	1	1	5	108	2	228	8	44	38
			16:00~16:10	1	2	87	0	1	7	84	0	182	6	40	42
4	一般国道 419 号 (北篠平町駒ヶ峰)	R5.10.16	8:00~8:10	2	1	30	0	1	1	14	0	49	10	54	49
			16:00~16:10	2	0	19	0	4	0	36	0	61	10	52	41
5	一般国道 419 号 (京町 5 丁目)	R5.10.16	9:00~9:10	8	6	97	2	20	1	75	2	211	17	46	40
			17:00~17:10	4	2	120	6	4	0	125	1	262	4	44	36
6	市道堤竹 1 号線 (広田町西山)	R5.10.17	8:30~8:40	0	3	4	0	0	0	1	0	8	38	38	37
			16:30~16:40	0	0	6	0	2	0	6	0	14	14	38	39
7	高橋細谷線 4 (丸山町 5 丁目)	R5.10.16	9:20~9:30	4	14	49	0	4	7	82	1	161	18	38	38
			17:00~17:10	0	1	101	3	2	1	112	5	225	2	39	33

【調査結果】

(1) 自動車騒音調査

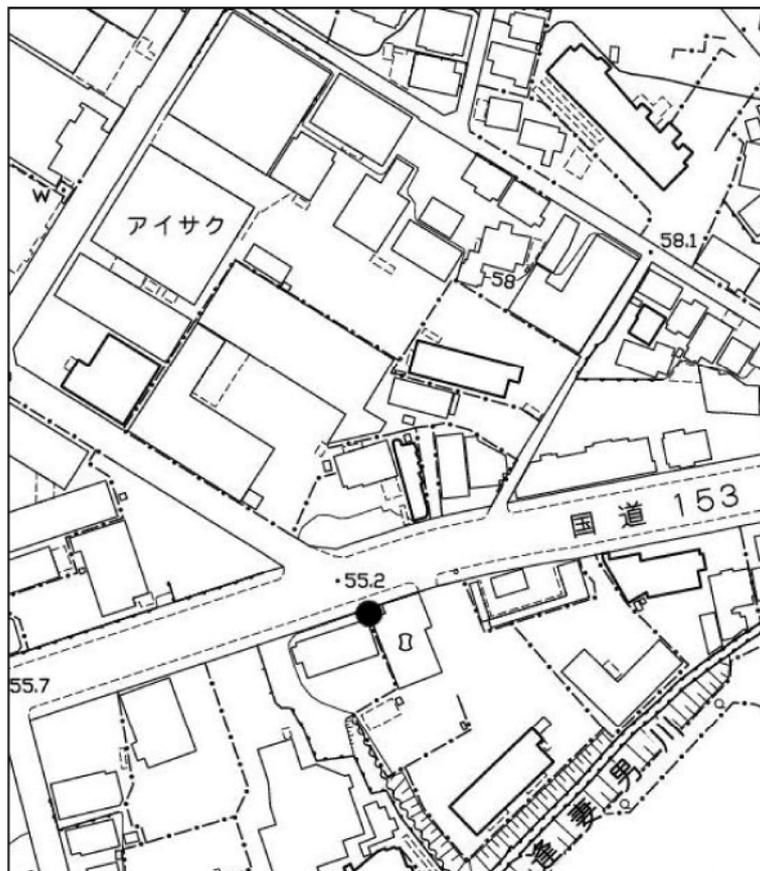
ア 一般国道 153 号 (小川町 1 丁目)

- ・ 等価騒音レベル (LAeq) は、「昼間」「夜間」とともに要請限度を下回りました。
- ・ 緊急車両、改造車両、選挙カー以外に自動車騒音に影響のある音源は見られませんでした。

表 4-10-1 自動車騒音調査結果

調査地点	小川町 1 丁目	区域の区分	第 2 種住居地域
調査日	令和 5 年 10 月 17 日 (火) ~ 19 日 (木)		
調査結果	昼 間	夜 間	/
	71	68	
要請限度	75	70	
(適否)	○	○	

道路状況	車道幅員	13.1m
	路面	排水性アスファルト
	車線数	4 車線
測定位置	車道端からの距離	4.3m
	道路敷地境界からの距離	0.0m
	地上からの高さ	1.2m
周辺状況	直線・平坦	



イ 一般国道 153 号（荒井町松島）

- ・ 等価騒音レベル(LAeq)は、「昼間」「夜間」とともに要請限度を下回りました。
- ・ 改造車両、緊急車両、クラクション、携帯着信音以外に自動車騒音に影響のある音源は見られませんでした。

表 4-10-2 自動車騒音調査結果

調査地点	荒井町松島		区域の区分	第 1 種住居地域
調査日	令和 5 年 10 月 17 日(火)～19 日(木)			
調査結果	昼 間	夜 間		
	69	66		
要請限度 (適否)	75 ○	70 ○		

道路状況	車道幅員	9.2m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	2車線
測定位置	車道端からの距離	4.6m
	道路敷地境界からの距離	0.0m
	地上からの高さ	1.2m
周辺状況	直線・平坦	



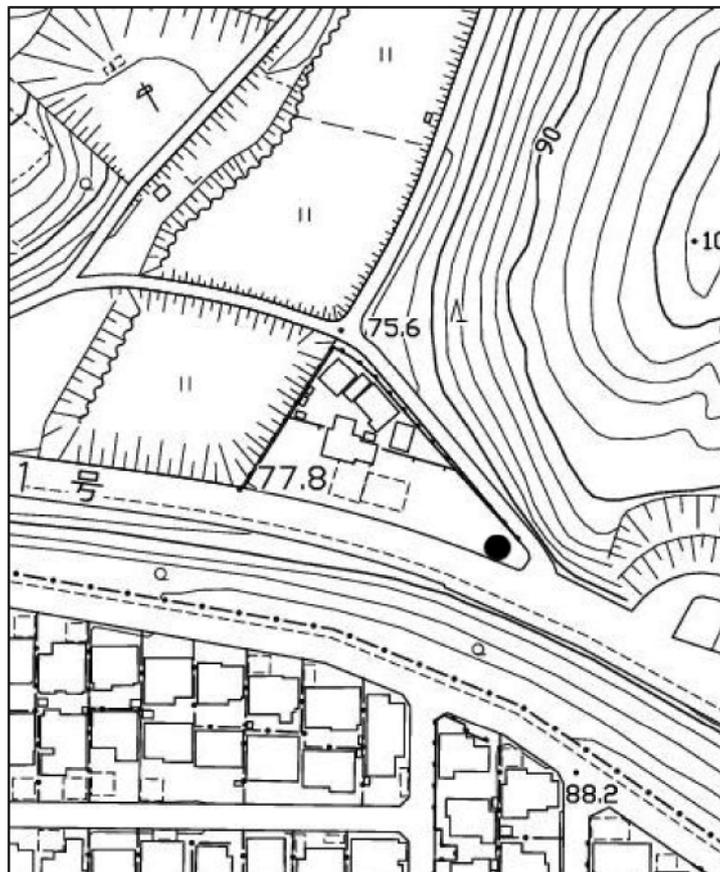
ウ 自動車騒音3 一般国道301号(志賀町瘦桜)

- ・等価騒音レベル(LAeq)は、「昼間」「夜間」とともに要請限度を下回りました。
- ・緊急車両、改造車両以外に自動車騒音に影響のある音源は見られませんでした。

表4-10-3 自動車騒音調査結果

調査地点	志賀町瘦桜		区域の区分	市街化調整区域
調査日	令和5年10月17日(火)~19日(木)			
調査結果	昼間	夜間		
	71	65		
要請限度 (適否)	75 ○	70 ○		

道路状況	車道幅員	7.5m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	2車線
測定位置	車道端からの距離	1.0m
	道路敷地境界からの距離	0.0m
	地上からの高さ	1.2m
周辺状況	直線・平坦	



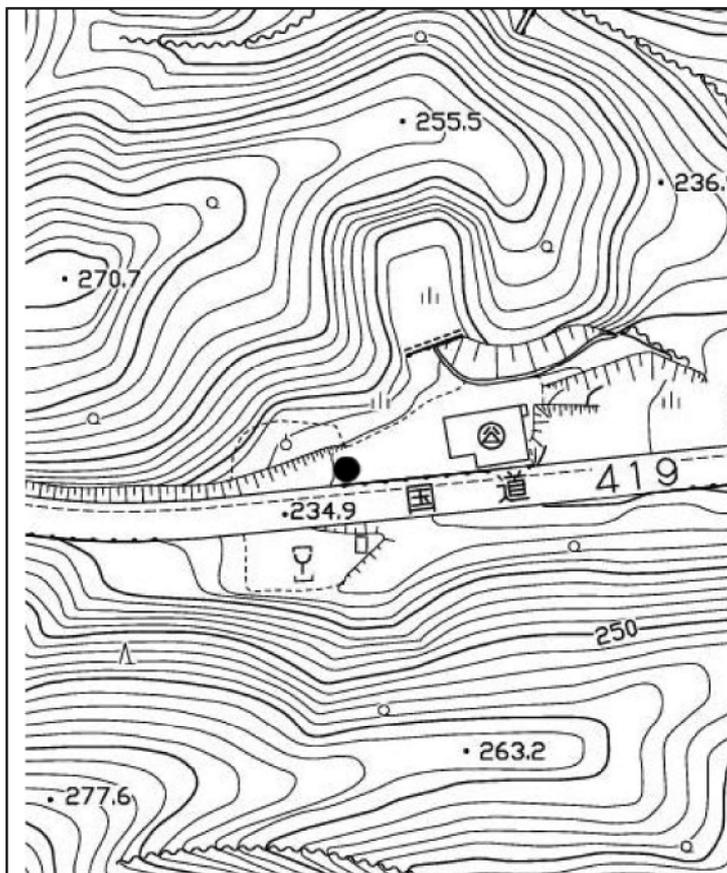
エ 自動車騒音4 一般国道419号（北篠平町駒ヶ峰）

- ・都市計画区域外は、要請限度が定められていません。
- ・緊急車両、改造車以外に自動車騒音に影響のある音源は見られませんでした。

表 4-10-4 自動車騒音調査結果

調査地点	北篠平町駒ヶ峰		区域の区分	都市計画区域外
調査日	令和5年10月17日(火)～19日(木)			
調査結果	昼間	夜間		
	67	63		
要請限度 (適否)	—	—		

道路状況	車道幅員	7.4m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	2車線
測定位置	車道端からの距離	2.2m
	道路敷地境界からの距離	0.0m
	地上からの高さ	1.2m
周辺状況	直線・緩い坂道	



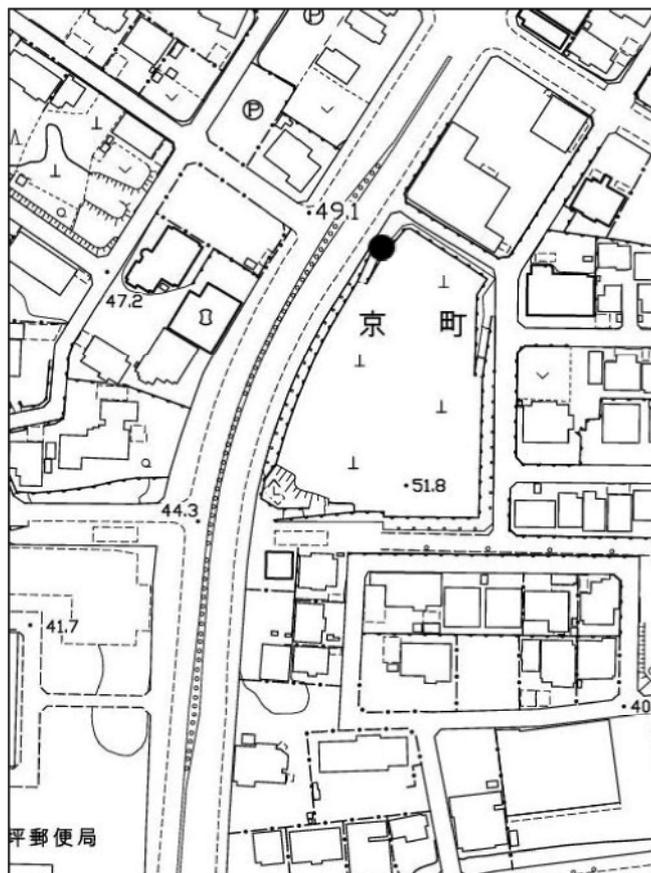
オ 自動車騒音5 一般国道419号 (京町5丁目)

- ・等価騒音レベル(LAeq)は、「昼間」「夜間」とともに要請限度を下回りました。
- ・緊急車両、改造車両、選挙カー、クラクション、子供の声、歩行者の声以外に自動車騒音に影響のある音源は見られませんでした。

表4-10-5 自動車騒音調査結果

調査地点	京町5丁目	区域の区分	準住居地域
調査日	令和5年10月17日(火)~19日(木)		
調査結果	昼間	夜間	/
	70	66	
要請限度 (適否)	75	70	
	○	○	

道路状況	車道幅員	18.1m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	4車線
測定位置	車道部端からの距離	3.5m
	道路敷地境界からの距離	0.0m
	地上からの高さ	1.2m
周辺状況	直線・平坦	



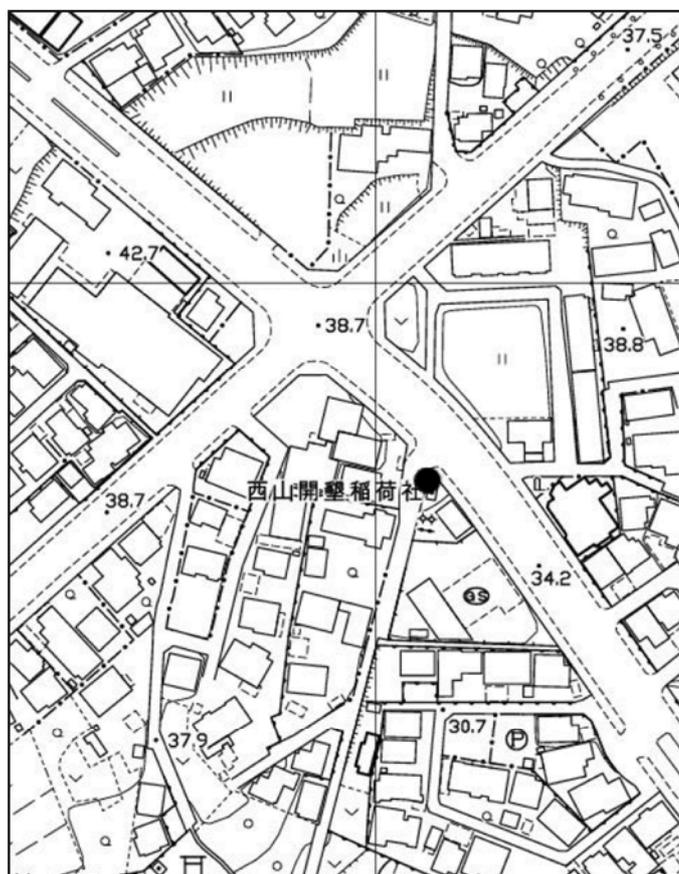
カ 自動車騒音6 市道堤竹1号線（広田町西山）

- ・等価騒音レベル(LAeq)は、「昼間」「夜間」とともに要請限度を下回りました。
- ・緊急車両、子供の声、歩行者の声、犬、クラクション、航空機、作業騒音以外に自動車騒音に影響のある音源は見られませんでした。

表 4-10-6 自動車騒音調査結果

調査地点	広田町西山		区域の区分	市街化調整区域
調査日	令和5年10月17日(火)～19日(木)			
調査結果	昼間	夜間	/	
	56	49		
要請限度 (適否)	75	70		
	○	○		

道路状況	車道部幅員	15.2m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	2車線
測定位置	車道部端からの距離	3.0m
	道路敷地境界からの距離	0.0m
	地上からの高さ	1.2m
周辺状況	直線・緩い坂道	



キ 自動車騒音7 高橋細谷線4 (=高橋細谷2号線) (丸山町5丁目)

- ・等価騒音レベル(LAeq)は、「昼間」「夜間」とともに要請限度を下回りました。
- ・緊急車両、改造車両、子供の声、歩行者の声、犬、ヘリコプター、作業騒音以外に自動車騒音に影響のある音源は見られませんでした。

表 4-10-7 自動車騒音調査結果

調査地点	丸山町5丁目	区域の区分	第1種住居地域
調査日	令和5年10月17日(火)~19日(木)		
調査結果	昼間	夜間	
	67	63	
要請限度 (適否)	75	70	
	○	○	

道路状況	車道幅員	15.2m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	4車線
測定位置	車道部端からの距離	2.5m
	道路敷地境界からの距離	0.0m
	地上からの高さ	1.2m
周辺状況	直線・平坦	



(2) 道路交通振動調査

ア 振動1 一般国道153号(荒井町松島)

- ・ 振動レベル(L₁₀)は、「昼間」「夜間」とともに要請限度を下回りました。
- ・ 道路交通振動以外に振動に影響のある振動源は見られませんでした。

表4-11-1 道路交通振動調査結果

調査地点	荒井町松島		区域の区分	第1種住居地域
調査日	令和5年10月16日(月)			
調査結果	昼間	夜間		
	38	31		
要請限度 (適否)	65	60		
	○	○		

道路状況	車道幅員	9.2m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	2車線
測定位置	車道部端からの距離	4.6m
	道路敷地境界からの距離	0.0m
周辺状況	直線・平坦	



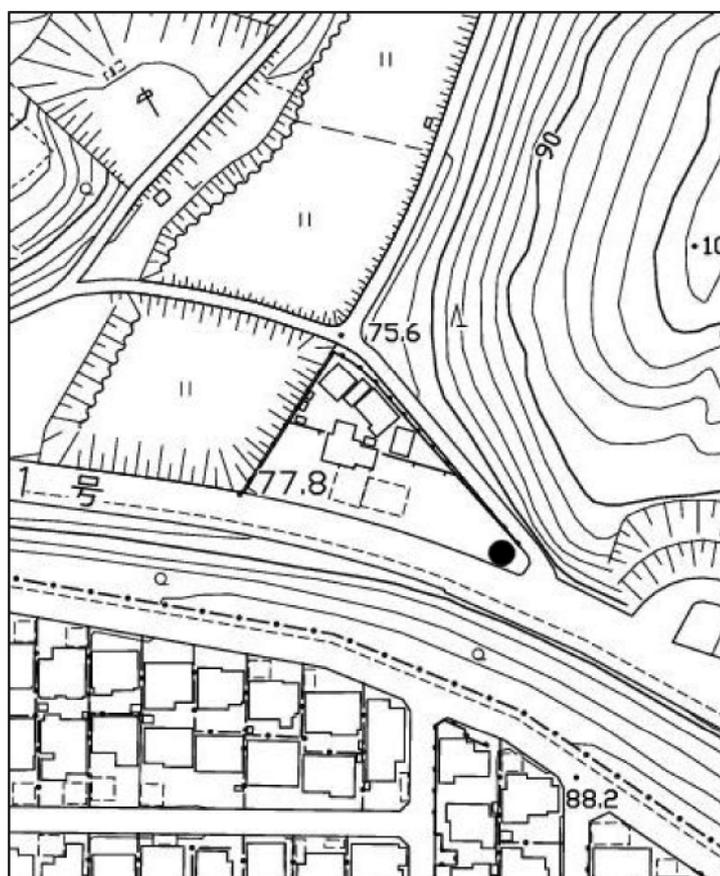
イ 振動2 一般国道301号(志賀町瘦桜)

- ・ 振動レベル(L₁₀)は、「昼間」「夜間」とともに要請限度を下回りました。
- ・ 道路交通振動以外に振動に影響のある振動源は見られませんでした。

表4-11-2 道路交通振動調査結果

調査地点	志賀町瘦桜		区域の区分	市街化調整区域
調査日	令和5年10月16日(月)			
調査結果	昼間	夜間	/	
	42	27		
要請限度 (適否)	70	65		
	○	○		

道路状況	車道部幅員	7.5m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	2車線
測定位置	車道部端からの距離	1.0m
	道路敷地境界からの距離	0.0m
周辺状況	直線・平坦	



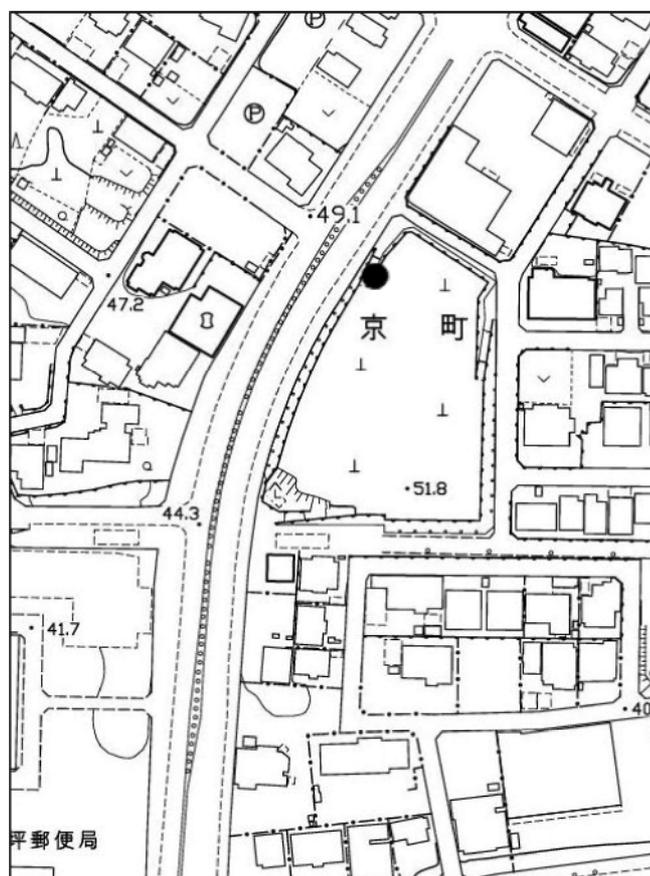
ウ 振動3 一般国道419号 (京町5丁目)

- ・ 振動レベル(L₁₀)は、「昼間」「夜間」とともに要請限度を下回りました。
- ・ 道路交通振動以外に振動に影響のある振動源は見られませんでした。

表 4-11-3 道路交通振動調査結果

調査地点	京町5丁目	区域の区分	準住居地域
調査日	令和5年10月16日(月)		
調査結果	昼間	夜間	/
	43	36	
要請限度 (適否)	65	60	
	○	○	

道路状況	車道部幅員	18.1m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	4車線
測定位置	車道部端からの距離	3.5m
	道路敷地境界からの距離	0.0m
周辺状況	直線・平坦	



4 騒音・振動防止対策

(1) 工場等の規制基準

ア 騒音

(ア) 騒音規制法

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

(昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号、最終改正 令和 2 年 3 月 30 日環境省告示第 35 号)

騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定

(平成 10 年 3 月 13 日豊田市告示第 62 号、最終改正 平成 30 年 6 月 26 日豊田市告示第 301 号)

表 4-12-1 特定工場等における騒音の規制基準

(単位：dB)

	昼間	朝	夕	夜間
	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午後 9 時から 翌日午前 6 時まで
第 1 種区域	45	40		40
第 2 種区域	50	45		40
第 3 種区域	60	55		50
第 4 種区域	65	60		55

第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域

第 2 種区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

第 4 種区域：工業地域

【備考】

第 3 種区域内(近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の各地域内においては、昼間、朝、夕及び夜間のうち午後 9 時から午後 10 時までの時間区分、都市計画区域で用途地域の定められていない地域においては夕のうち午後 6 時から午後 7 時まで及び夜間のうち午後 9 時から午後 10 時までの時間区分を除く。)に所在する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する

特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準値は、上の表に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

(イ) 県民の生活環境の保全等に関する条例（騒音）

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号、最終改正 令和 2 年 3 月 30 日環境省告示第 35 号）

県民の生活環境の保全等に関する条例

（平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号、最終改正令和 4 年 3 月 25 日条例第 15 号）

表 4-12-2 特定工場等における騒音の規制基準

（単位：dB）

地域の区分	昼間	朝	夕	夜間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで	午後 7 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日午前 6 時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	45		40	40
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	50		45	40
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65		60	50
工業地域	70		65	60
工業専用地域	75		75	70
その他の地域	60		55	50

【備考】

ア 上の表に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域又はその他の地域の区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

イ 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地

域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする（アの適用を受ける区域を除く。）。

イ 振動

（ア）振動規制法

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

（昭和51年11月10日環境庁告示第90号、最終改正 平成27年4月20日環境省告示第65号）

振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定

（平成10年3月13日豊田市告示第63号、最終改正 平成30年6月26日豊田市告示第302号）

表4-13-1 特定工場等における振動の規制基準

（単位：dB）

		昼間	夜間
		午前7時から 午後8時まで	午後8時から 翌日午前7時まで
第1種区域	1	60	55
	2	65	55
第2種区域	1	65	60
	2	70	65

第1種区域 1：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域

2：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

第2種区域 1：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

2：工業地域

【備考】

ア 工業地域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

イ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域の当該接する境界線から当該工業域内へ50メートルの範囲内（備考アの適用を受ける区域を除く。）における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

(イ) 県民の生活環境の保全等に関する条例（振動）

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

（昭和51年11月10日環境庁告示第90号、最終改正 平成27年4月20日環境省告示第65号）

県民の生活環境の保全等に関する条例

（平成15年3月25日条例第7号、最終改正令和4年3月25日条例第15号）

表4-13-2 特定工場等における振動の規制基準

（単位：dB）

地域の区分	昼間	夜間
	午前7時から 午後8時まで	午後8時から 翌日午前7時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	60	55
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	65
工業専用地域	75	70
その他の地域	65	60

【備考】

ア 工業地域又は工業専用地域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

イ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする（アの適用を受ける区域を除く。）。

(2) 届 出

ア 特定工場等

【根 拠】

- ・騒音規制法第6条、第7条、第8条、第10条、第11条
- ・県民の生活環境の保全等に関する条例
第7条第2項、第8条第2項、第9条第2項、第13条第2項、第14条第3項
- ・振動規制法第6条、第7条、第8条、第10条、第11条

【届出件数】

表 4-14 騒音・振動関係届出件数（令和5年度）

	法律		県条例		合計
	騒音規制法	振動規制法	騒音	振動	
設置	9	6	13	13	41
使用	0	0	0	0	0
使用全廃	3	5	6	4	18
数変更	12	21	16	19	68
防止の方法変更	1	0	0	0	1
使用の方法変更		0			0
氏名等変更	68	52	64	80	264
承継	9	8	6	7	30
みなし廃止	0	0	0	0	0
施設の修正	0	0	1	1	2
合計	102	92	106	124	424

【該当施設数】

表 4-15-1 騒音規制法に係る特定施設数

施設名	特定施設数
1 金属加工機械	2,594
2 空気圧縮機及び送風機	3,164
3 土石又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機	179
4 織機	17
5 建設用資材製造機械	26
6 穀物用製粉機	2
7 木材加工機械	107
8 抄紙機	1
9 印刷機械	115
10 合成樹脂用射出成形機	1,039
11 鋳造型機	6
計	7,250
昨年度合計	7,145

(令和6年3月31日現在)

表 4-15-2 振動規制法に係る特定施設数

施設名	特定施設数
1 金属加工機械	2,834
2 圧縮機	1,584
3 土石又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機	195
4 織機	3
5 コンクリートブロックマシン	4
6 木材加工機械	3
7 印刷機械	61
8 ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	2
9 合成樹脂用射出成形機	1,148
10 鋳造型機	6
計	5,840
昨年度合計	5,782

(令和6年3月31日現在)

表 4-16-1 県民の生活環境の保全等に関する条例に係る騒音発生施設数

施設名	特定施設数
1 金属加工機械	4,720
2 空気圧縮機及び冷凍機	11,124
3 土石又は鉱物用の破砕機、磨砕機、ふるい及び分級機	149
4 織機	3
5 建設用資材製造機械	6
6 穀物用製粉機	0
7 木材加工機械	44
8 抄紙機	0
9 印刷機械	41
10 合成樹脂用射出成形機	505
11 鋳造型造型機	16
12 ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	356
13 送風機及び排風機	8,818
14 走行クレーン	879
15 洗びん機	0
16 真空ポンプ	189
計	26,850
昨年度合計	26,739

(令和6年3月31日現在)

表 4-16-2 県民の生活環境の保全等に関する条例に係る振動発生施設数

施設名	特定施設数
1 金属加工機械	3,149
2 圧縮機及び冷凍機	12,513
3 土石又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機	111
4 織機	3
5 コンクリートブロックマシン	0
6 木材加工機械	2
7 印刷機械	26
8 ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	73
9 合成樹脂用射出成形機	505
10 鋳造型機	16
11 穀物用製粉機	0
12 ティーセルエンジン及びガソリンエンジン	346
13 送風機及び排風機	9,914
計	26,658
昨年度合計	26,481

(令和6年3月31日現在)

【該当事業所数】

表 4-17 騒音・振動関係事業所数

	事業所数
騒音規制法	863
振動規制法	691
県条例（騒音）	1,034
県条例（振動）	1,130

(令和6年3月31日現在)

イ 特定建設作業

【根 拠】

- ・騒音規制法第14条
- ・振動規制法第14条
- ・県民の生活環境の保全等に関する条例第46条

【届出件数】

表 4-18 特定建設作業届出件数（令和5年度）

環境保全課	旭支所	足助支所	稲武支所	小原支所	下山支所	藤岡支所	合計
1,561	38	40	27	14	28	27	1,735 (うち電子624)

表 4-19-1 特定建設作業別届出件数（騒音関係）（令和5年度）

<騒音規制法関係>

特定建設作業の種類	環境保全課	藤岡支所	合計
1 くい打機などを使用する作業	44	1	45
2 びょう打機を使用する作業	2	0	2
3 さく岩機を使用する作業	576	7	583
4 空気圧縮機を使用する作業	128	9	137
5 コンクリートプラントなどを設けて行う作業	6	0	6
6 バックホウを使用する作業	55	5	60
7 トラクターショベルを使用する作業	11	0	11
8 ブルドーザーを使用する作業	13	0	13
合 計	835	22	857

<条例関係>

特定建設作業の種類	環境 保全課	旭 支所	足助 支所	稲武 支所	小原 支所	下山 支所	藤岡 支所	合計
1 くい打機などを使用する作業	0	0	1	0	0	0	0	1
2 びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
3 さく岩機を使用する作業	4	2	16	10	7	7	0	46
4 空気圧縮機を使用する作業	4	8	6	9	5	3	0	35
5 コンクリートプラントなどを 設けて行う作業	0	0	0	0	0	0	0	0
6 バックホウを使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
7 トラクターショベルを使用す る作業	0	0	0	0	0	0	0	0
8 ブルドーザーを使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
9 鉄筋コンクリート造などの建 造物を解体、破壊する作業	150	0	0	0	0	0	0	150
10 コンクリートミキサーを用い る作業など	474	20	25	18	9	11	13	570
11 コンクリートカッターを使用 する作業	451	13	9	8	6	7	8	502
12 ブルトーザーなどを用いる整 地、掘削の作業	1,460	35	40	20	12	35	19	1,621
13 ロードローラーなどを使用す る作業	592	19	18	15	6	16	12	678
合 計	3,135	97	115	80	45	79	52	3,603

※ 6～8は法律のみ該当作業

表4-19-2 特定建設作業別届出件数（振動関係）（令和5年度）

<振動規制法>

特定建設作業の種類	環境保全課	藤岡支所	合計
1 くい打機などを使用する作業	53	1	54
2 鋼球を使用して建築物 などを破壊する作業	0	0	0
3 舗装版破砕機を使用する作業	26	1	27
4 ブレーカーを使用する作業	541	10	551
合 計	620	12	632

<条例関係>

特定建設作業の種類	環境 保全課	旭 支所	足助 支所	稲武 支所	小原 支所	下山 支所	藤岡 支所	合計
1 くい打機などを使用する作業	0	0	1	0	0	0	0	1
2 鋼球を使用して建築物などを破壊する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
3 舗装版破碎機を使用する作業	0	1	0	0	0	1	0	2
4 ブレーカーを使用する作業	4	21	21	18	9	7	0	80
合 計	4	22	22	18	9	8	0	83

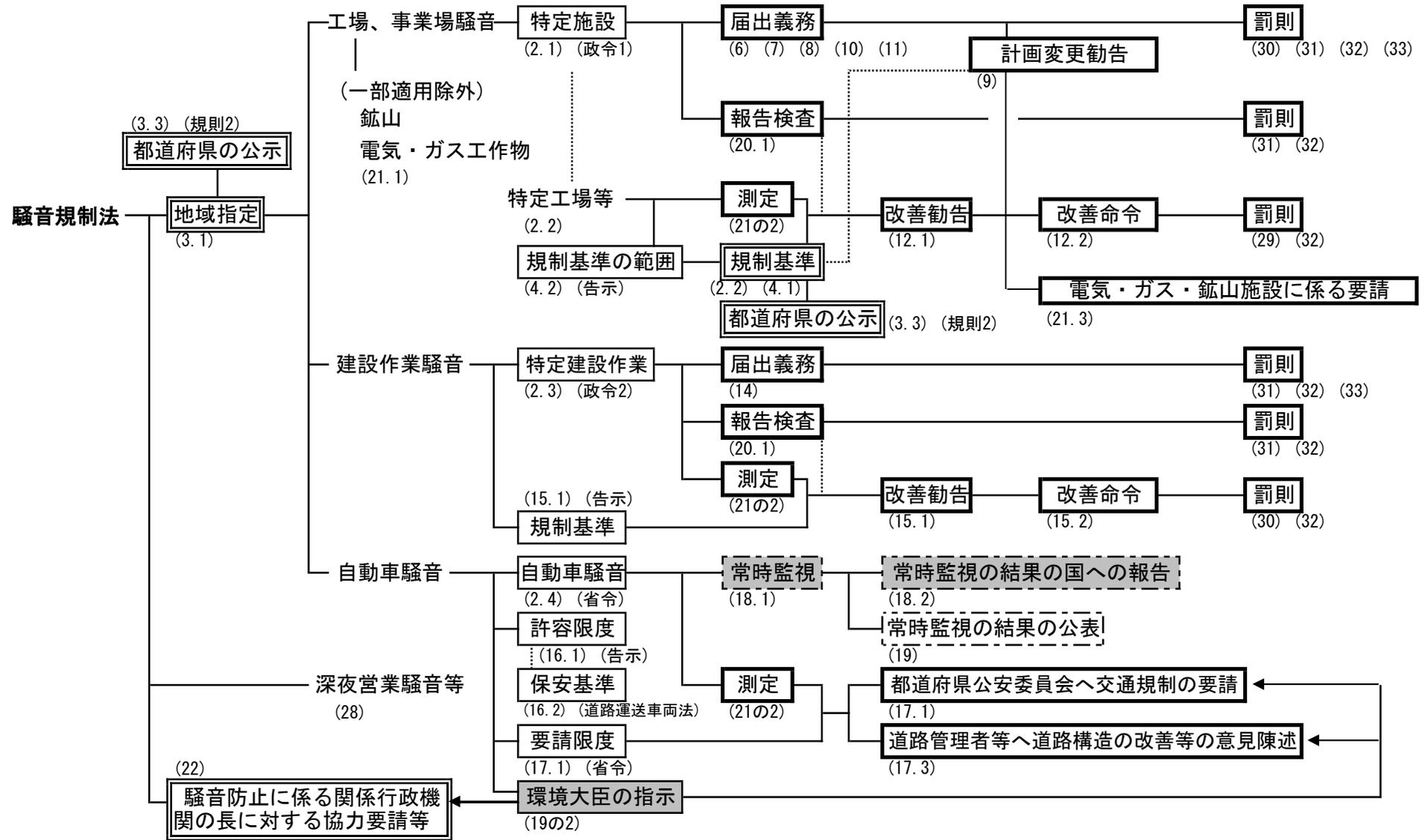
【参考資料】

表 4-20 騒音規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例（騒音関係）に係る届出

	届出の種類	根拠条文		届出の時期
		法律	条例	
1	設置の届出	6条1項	7条2項	設置の工事開始日の30日前まで
2	使用の届出	7条1項	8条2項	規制対象地域となった日、又は規制対象施設となった日から30日以内
3	施設の数等の変更の届出	8条1項	9条2項	変更に係る工事の開始の日の30日前まで
4	防止の方法の変更の届出			
5	氏名の変更等の届出	10条	13条2項	変更の日から30日以内
6	施設使用全廃の届出			廃止した日から30日以内
7	承継の届出	11条3項	14条3項	承継があった日から30日以内

表 4-21 振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例（振動関係）に係る届出

	届出の種類	根拠条文		届出の時期
		法律	条例	
1	設置の届出	6条1項	7条2項	設置の工事開始日の30日前まで
2	使用の届出	7条1項	8条2項	規制対象地域となった日、又は規制対象施設となった日から30日以内
3	施設の数等の変更の届出	8条1項	9条2項	変更に係る工事の開始の日の30日前まで
4	施設の使用の方法の変更の届出		—	
5	防止の方法の変更の届出		9条2項	
6	氏名の変更等の届出	10条	13条2項	変更の日から30日以内
7	施設使用全廃の届出			廃止した日から30日以内
8	承継の届出	11条3項	14条3項	承継があった日から30日以内



: 国が行う事務
 : 都道府県、指定都市、中核市、特例市及び特別区並びにその他の政令で定める市町村の長が行う事務
 : 法定受託事務

: 都道府県、指定都市、中核市、特例市
 : 市町村(特別区の区長を含む)が行う事務
 : 国が関与する事務

図 4-5 騒音規制法体系図

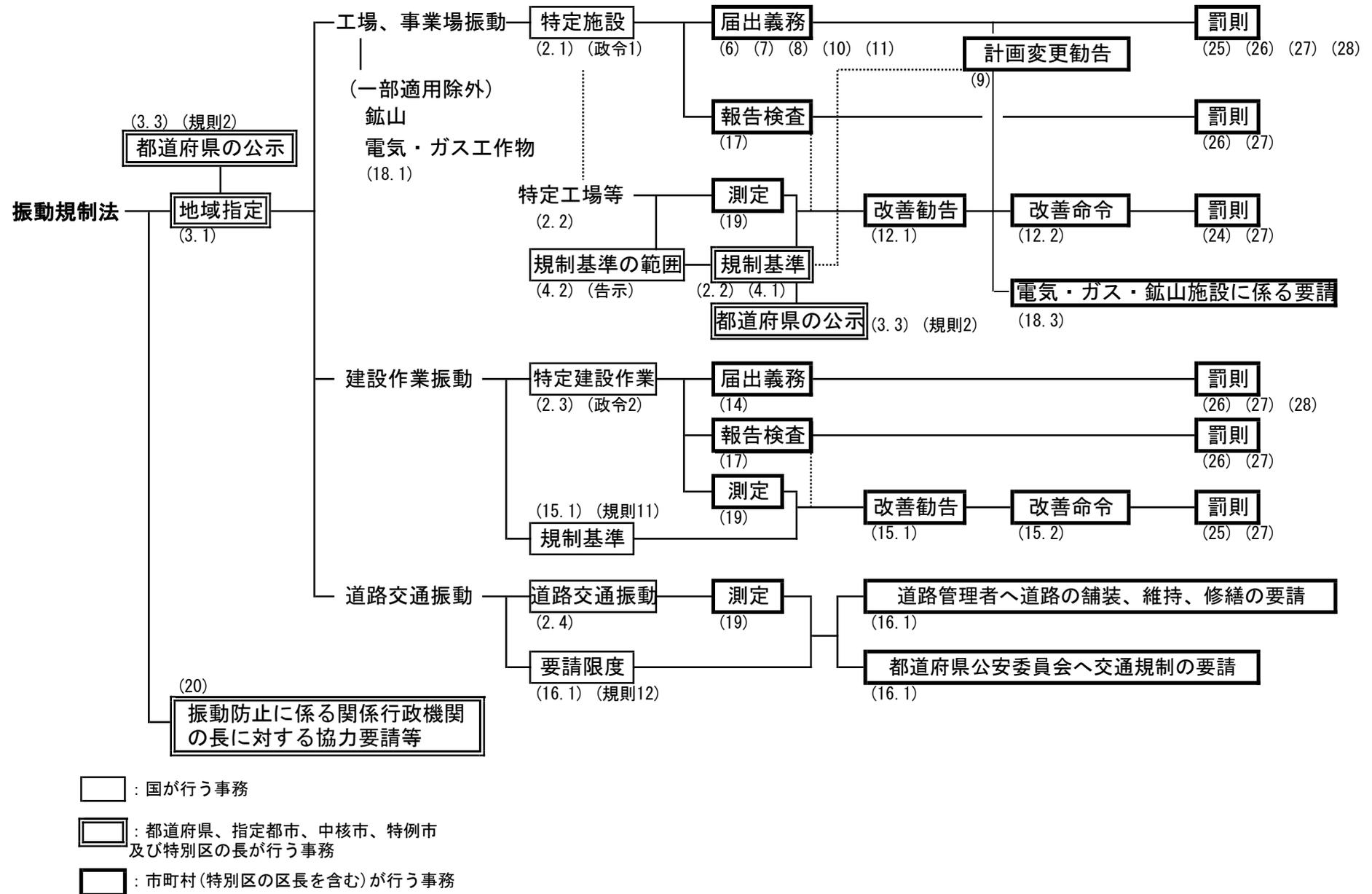


図 4-6 振動規制法体系図